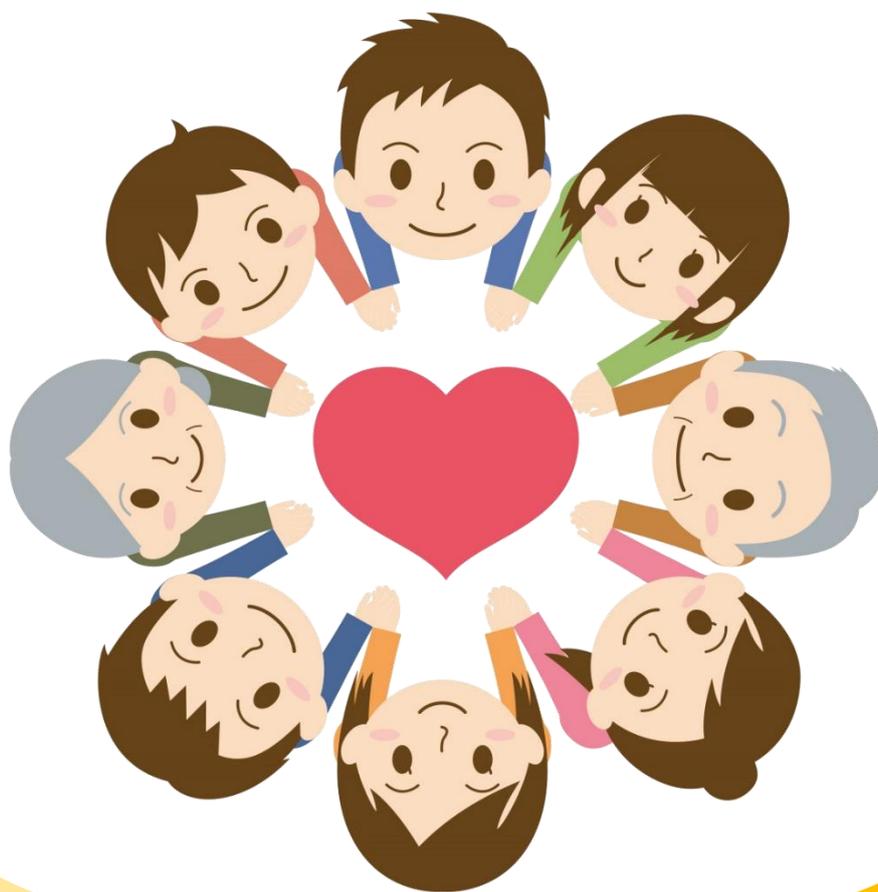


いきいきパートナーシップ しもすわ

～ともにつくる活力ある未来VI～



第6次下諏訪町男女共同参画計画

(令和3年度～令和7年度)

長野県下諏訪町

男女共同参画社会の 実現をめざして ～誰もが住みやすいまちに～



下諏訪町では、平成16（2004）年4月に「下諏訪町男女共同参画いきいき社会づくり条例」を制定し、男女を問わず子どもからお年寄りまで全員参加による地域社会づくりをめざして各種施策を推進してきました。人口減少や少子高齢化の進行、人々の価値観や生活様式、就労形態の多様化など、社会の変化が急速に進むなか、男女が共に支え合い、社会のあらゆる分野に参画し、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、誰もが住みよいまちを目指すための土台作りとなるものと考えております。

このたび策定いたしました「第6次下諏訪町男女共同参画計画」は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）を計画期間として、新たに「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく市町村推進計画及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に基づく市町村基本計画に位置づけて総合的に推進するとともに、国の動向や当町の現状を踏まえ、これまでの理念を継承しつつ、安心安全なまちづくりの実現や男女共同参画の視点で捉えた防災施策、SDGsの達成に向けた取組みを推進することとしております。

この計画が、町民の皆様をはじめ、地域、家庭、職場、学校などにおいて広く浸透することを期待するとともに、多くの皆様の積極的な参画と格別のご理解、ご協力をお願いいたします。

結びに本計画の策定にあたりご尽力をいただきました、しもすわ男女共同参画推進委員会、下諏訪町男女共同参画審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をお寄せいただきました町民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年4月

下諏訪町長 宮坂 徹

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の性格と位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 最近の関係法制度の整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第2章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第3章 計画の内容

- 目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の確立・・・・・・・・ 10
- 目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進・・・・・・・・ 14
- 【下諏訪町女性活躍推進計画】
- 目標Ⅲ 生命・性の尊重と安心・安全な暮らしの実現・・・・・・・・ 20

第4章 推進に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

資料編

- 下諏訪町の人口の推移／合計特殊出生率の推移・・・・・・・・ 27
- 男女共同参画についての意識調査結果・・・・・・・・・・・・ 28
- 計画づくりに携わっていただいた皆様・・・・・・・・・・・・ 42

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

下諏訪町では、平成8（1996）年に「下諏訪町女性行動計画」を策定して以来、平成27（2015）年に策定した「第5次下諏訪町男女共同参画計画 いきいきパートナーシップしもすわ～ともにつくる活力ある未来V～」まで長期にわたり国際社会の動向やそれを踏まえた国や県の動きと連動して、男女共同参画社会の実現に取り組んでまいりました。また、平成16（2004）年4月には、男女を問わず子どもからお年寄りまで全員参加による地域社会づくりを目指して「下諏訪町男女共同参画いきいき社会づくり条例」を制定しました。

こうした中、急速な人口減少や少子高齢化など、社会情勢の変化に伴い、人々の考え方や価値観の多様化が広がりを見せ、私たちをとりまく環境は日々変化し続けています。このような変化に対応していくため、男女が共に支え合い、社会のあらゆる分野に参画し、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現がより一層重要な課題となっており、平成27（2015）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が制定されるなど、女性の活躍に向けた取組みを推進していくことも求められています。

また、平成27（2015）年9月には国連サミットでSDGs「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals）が採択され、17あるゴールのうちゴール5には「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」として日本だけでなく世界全体が目指すべきゴールが定められています。

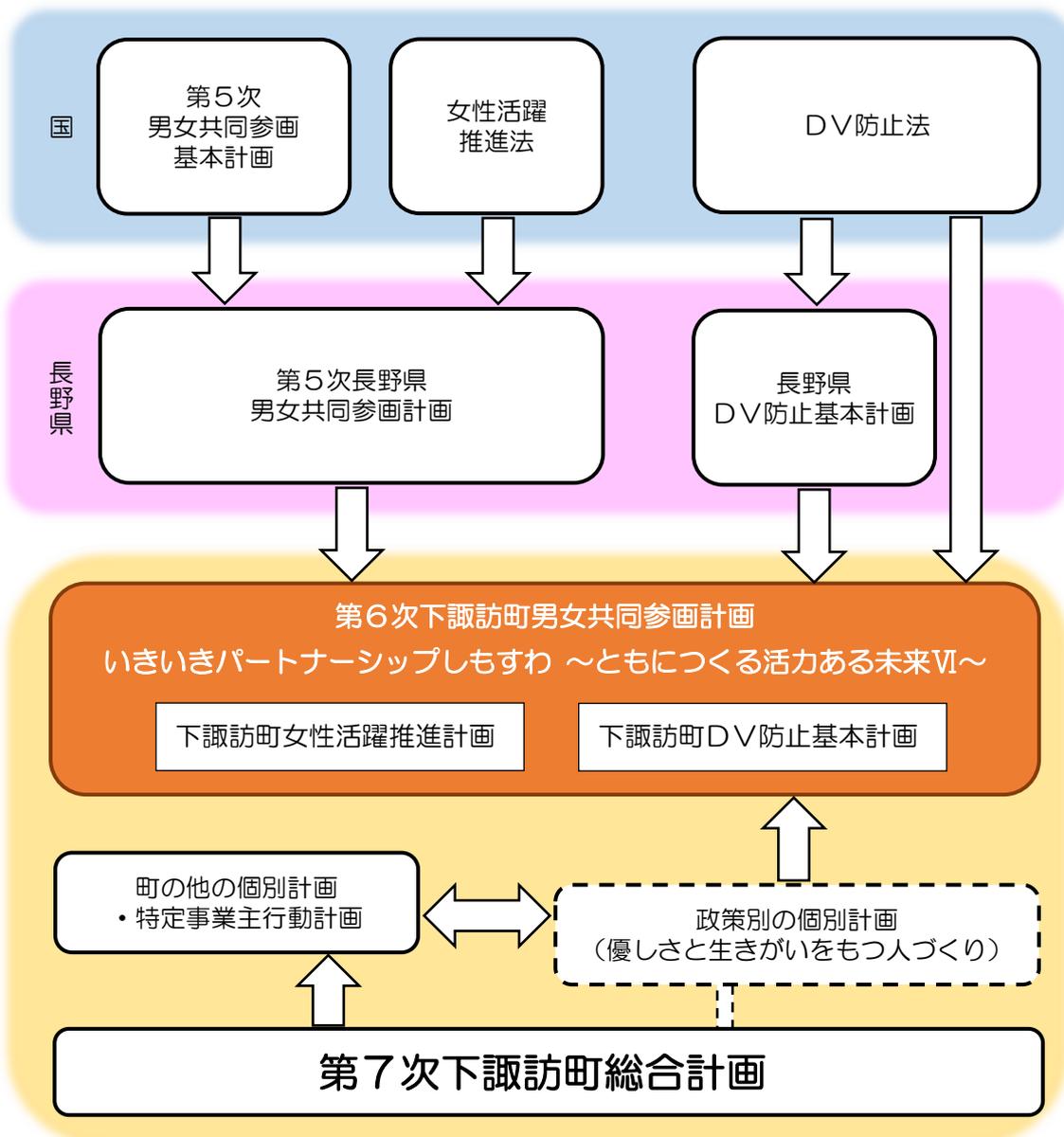
しかし、現在も性別による固定的な役割分担意識が残っており、あらゆる分野における男女格差を示す日本のジェンダーギャップ指数は、世界各国の中でも低い水準にとどまっています。そのため、家庭と仕事、地域活動の両立やジェンダー平等な社会、ライフスタイルの多様化への対応など、早急に取り組んでいかなければなりません。

令和2（2020）年度をもって計画期間が満了となる「第5次下諏訪町男女共同参画計画 いきいきパートナーシップしもすわ～ともにつくる活力ある未来V～」の取組みや実績を継承し、最近の社会情勢や国及び県の男女共同参画計画等を踏まえ、令和3（2021）年4月1日から令和8（2026）年3月31日までの5か年計画として「第6次下諏訪町男女共同参画計画 いきいきパートナーシップしもすわ～ともにつくる活力ある未来VI～」を策定します。



2 計画の性格と位置づけ

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「下諏訪町男女共同参画いきいき社会づくり条例」第11条に基づく、男女共同参画の推進に関する「市町村男女共同参画計画」と位置づけます。
- (2) この計画は、町政の総合的な行政運営の指針である「第7次下諏訪町総合計画」の第3章（優しさと生きがいをもつひとづくり）における個別計画と位置づけます。
- (3) この計画は「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」となる【下諏訪町女性活躍推進計画】と位置づけます。
- (4) この計画は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」となる【下諏訪町DV防止基本計画】と位置づけます。



3 計画策定の背景

▷▶世界の動き

1975年 (昭和50年)	国際連合は「国際婦人年」を提唱し、メキシコシティで史上初の世界女性会議を開催しました。そこで「世界行動計画」を採択し、1976年から1985年までを「国連婦人の10年」と定めて、女性の人権擁護と男女平等の実現のための国際的な行動を本格的に開始しました。
1979年 (昭和54年)	国連総会において、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)が採択されました。この条約は、あらゆる分野における性による差別の禁止と差別撤廃に必要な法的措置を講じるとともに、法制度だけでなく、慣習や慣行等個人の意識も変革するよう求めています。
1985年 (昭和60年)	「国連婦人の10年」を締めくくる第3回世界女性会議がナイロビで開催されました。「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」(ナイロビ将来戦略)が採択され、各国が取り組むべき施策の指針が示されました。
1995年 (平成7年)	北京で第4回世界女性会議が開催され、「女性の権利は人権である」とうたわれた「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。
2000年 (平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議」が国連本部で開催され、「成果文書」と「政治宣言」が採択され、男女共同参画の推進は、国際的な大きな流れとなりました。
2005年 (平成17年)	国連本部で開催された、第49・54回国連婦人の地位委員会では、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の内容を再確認し、完全実施に向けた一層の取組みを国際社会に求める内容の宣言が採択されました。
2010年 (平成22年)	
2012年 (平成24年)	第56・58回国連婦人の地位委員会では、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」の決議案が採択されました。
2014年 (平成26年)	
2015年 (平成27年)	2001年に策定されたミレニアム開発目標の後継として、国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2016年から2030年までに達成する国際目標として、SDGs「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals)を掲げています。このSDGsは、17のゴール、169のターゲットで構成され、17のゴールの中に「5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」と掲げられています。

▷▶日本の動き

1975年 (昭和50年)	第1回世界女性会議で採択された「世界行動計画」を国内施策に取り入れるため、「 婦人問題企画推進本部 」が総理府内に設置されました。
1977年 (昭和52年)	向こう10年間の女性の地位向上のための目標が明らかになった「 国内行動計画 」が策定されました。
1985年 (昭和60年)	「 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 」(男女雇用機会均等法)の制定、家庭科の男女共修などの国内法等の整備を進め、 女子差別撤廃条約 が批准されました。
1987年 (昭和62年)	ナイロビ将来戦略を受けた、「 西暦2000年に向けての新国内行動計画 」が策定されました。
1994年 (平成6年)	「 男女共同参画推進本部 」「 男女共同参画室 」「 男女共同参画審議会 」が設置され、国の推進体制が整備されました。
1996年 (平成8年)	第4回世界女性会議の「行動綱領」等を踏まえ、新たな行動計画である「 男女共同参画2000年プラン 」が策定されました。
1999年 (平成11年)	男女共同参画社会の実現に向け「 男女共同参画社会基本法 」が制定されました。この基本法では、男女共同参画社会の形成を21世紀の最重要課題に位置付け、その実現に向けての国・地方公共団体及び国民の責務と施策の基本となる事項等について明らかにしています。
2000年 (平成12年)	男女共同参画社会基本法に基づき「 男女共同参画基本計画 」が策定され、今後実施する施策の基本的方向や具体的施策の内容が示されました。
2005年 (平成17年)	「 第2次男女共同参画基本計画 」が策定されました。特に重点的に取り組む事項として、2020年までに、社会のあらゆる分野において指導的地位に占める女性の割合が少なくとも30%程度になるよう期待し、各分野の取組みを推進することなどが盛り込まれました。
2010年 (平成22年)	「 第3次男女共同参画基本計画 」が策定されました。「男性、子どもにとっての男女共同参画」などの15の重点分野が掲げられ、それぞれの重点分野に「成果目標」が設定されました。
2015年 (平成27年)	女性活躍推進法 が制定され、世代を超えた男女の理解の下、実効性のある取組みを進めるため「 第4次男女共同参画基本計画 」が策定されました。
2016年 (平成28年)	誰もが、家庭・職場・地域のあらゆる場で活躍できる、全員参加型の一億総活躍社会を実現するとして「 ニッポン一億総活躍プラン 」が閣議決定されました。
2020年 (令和2年)	「 第5次男女共同参画基本計画 」が策定されました。

▷▶長野県の動き

1980年 (昭和55年)	長野県における婦人の現状と課題を明らかにし、課題解決のための望ましい施策等の方向を示した「 長野県婦人行動計画 」(第1次)が策定されました。
1986年 (昭和61年)	婦人行動計画の成果を評価検討し、国の動向等を踏まえて、新たに婦人行政の施策の指針となる「 新長野県婦人行動計画 」(第2次)が策定されました。
1991年 (平成3年)	新長野県婦人行動計画の基本的な考え方を継承し、さらに発展させて男女共同参加型社会の形成をめざすため、「 さわやか信州女性プラン 」(第3次)が策定されました。
1996年 (平成8年)	さわやか信州女性プランの基本的な考え方をさらに発展させ、男女共同参画社会を形成していくために「 信州女性プラン21 」(第4次)が策定されました。
2001年 (平成13年)	男女共同参画社会の形成を促進するため、「 パートナーシップながの21 」(第1次 長野県男女共同参画計画)が策定されました。
2002年 (平成14年)	「 長野県男女共同参画社会づくり条例 」が制定されました。
2006年 (平成18年)	パートナーシップながの21の成果や課題等を踏まえ、「 第2次長野県男女共同参画計画 」が策定されました。
2011年 (平成23年)	「 第3次長野県男女共同参画計画 」が策定されました。
2016年 (平成28年)	「 第4次長野県男女共同参画計画 」が策定されました。

▷▶下諏訪町の動き

1992年 (平成4年)	国に先駆けて 女性活動懇談会 を設置し、女性行動計画についての研究を行い、「下諏訪町にも女性行動計画が必要である」と計画策定を町に要望しました。
1994年 (平成6年)	女性行動計画策定委員会 を設置し、策定作業を行いました。
1996年 (平成8年)	「 下諏訪町女性行動計画 」を策定し、◆よりよい男女共生社会をめざす人づくり ◆男女共同に基づく家庭づくり ◆女性いきいき社会参加の環境づくり ◆女性の健康いきいき環境づくり ◆生きがいのある福祉社会の環境づくり の5つを重点課題として施策に取り組むこととしました。
2001年 (平成13年)	「 下諏訪町男女共同参画計画 」を策定しました。
2004年 (平成16年)	4月1日「 下諏訪町男女共同参画いきいき社会づくり条例 」の施行にともない、「 下諏訪町男女共同参画計画改訂版 」を発行しました。
2006年 (平成18年)	「 第3次下諏訪町男女共同参画行動計画 」を策定しました。
2011年 (平成23年)	「 第4次下諏訪町男女共同参画行動計画 いきいきパートナーシップしもすわ〜ともにつくる活力ある未来IV〜 」を策定しました。

2015年 (平成27年)	「第5次下諏訪町男女共同参画計画 いきいきパートナーシップしもすわ〜とともにつくる活力ある未来V〜」を策定しました。 女性活躍推進法に基づき、女性職員の活躍のための計画「特定事業主行動計画」を策定しました。
2016年 (平成28年)	9月16日、事業者や管理職等が、従業員や部下の仕事と家庭の両立を支援していくことを宣言する「イクボス・温かボス宣言」を諏訪地域で初めて宣言しました。平成29年度から宣言対象を係長職まで拡大して、取り組んでいます。
2020年 (令和2年)	「第6次下諏訪町男女共同参画計画 いきいきパートナーシップしもすわ〜とともにつくる活力ある未来VI〜」を策定しました。

4 最近の関係法制度の整備状況

2013年 (平成25年)	「DV防止法」について、一部改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなりました。
2014年 (平成26年)	パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるようにするため、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)が改正されました。
2015年 (平成27年)	女性が職業生活において、その希望に応じて十分に個性と能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、女性活躍推進法が制定されました。
2016年 (平成28年)	介護休業・育児休業を取得しやすくするため「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(以下「育児・介護休業法」という。)が改正されました。
2018年 (平成30年)	働き方改革を総合的に推進するため、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(働き方改革推進法)が制定されました。 政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進するため、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定されました。
2019年 (令和元年)	女性活躍推進法が改正され、一般事業主行動計画の策定及び女性の活躍に係る情報公表項目に関する義務対象が拡大されました。 セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化を目的として、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法(パワハラ防止法)が改正されました。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

この計画では、「下諏訪町男女共同参画いきいき社会づくり条例」の6つの基本理念に基づき、男女共同参画社会を実現するための環境づくりを推進していきます。

1 男女の人権の尊重

町民一人ひとりが、性別による差別をされず、個性と能力を発揮する機会が確保され、人権が尊重されること。

2 社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な性別役割分担等に基づいた習慣を見直し、男女が共に活躍できること。

3 家庭生活と他の活動の両立

男女が互いの協力と社会の支援の下に、家事、子育て、介護等家庭における責任及び役割を果たすことができるとともに、その他のあらゆる社会生活との両立ができること。

4 政策等の立案及び決定の場への共同参画

政策、方針等の立案の場、決定の場において、男女が対等に参画できること。

5 生涯にわたる心と体の健康

男女が互いの性への理解を深め、生涯にわたる性及び妊娠・出産等健康について自らの意思が尊重され、共に心身の健康が維持されること。

6 国際社会の動向を踏まえた取組

男女共同参画社会づくりには、国際社会における取組みが反映されること。

2 基本目標

計画の推進にあたっては、最近の社会情勢やこれまでの計画を総括するなかで、これから下諏訪町が主体的に取り組むべき課題として、以下の3点に基本的視点を置き、考え進めていきます。

基本目標

- I 男女共同参画社会の実現に向けた意識の確立
- II あらゆる分野における男女共同参画の推進
【下諏訪町女性活躍推進計画】
- III 生命・性の尊重と安心・安全な暮らしの実現

3 計画の体系

目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた意識の確立

方針1
男女共同参画の意識醸成の
ための教育・啓発活動の推進

施策1 家庭や地域における男女共同参画の推進
施策2 学校等における男女平等教育の推進
施策3 男女共同参画に関する啓発活動の推進

方針2
男女共同参画に関する
国際協調の推進

施策1 国際交流の推進
施策2 国際感覚の醸成
施策3 SDGs の取組み

目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

【下諏訪町女性活躍推進計画】

方針1

仕事と家庭生活・地域生活の
両立支援

施策1 ワーク・ライフ・バランスの推進
施策2 仕事と子育て・介護に関する支援の充実

方針2

女性の社会参加を推進

施策1 働く場における男女共同参画の推進
施策2 多様な働き方を可能にするための
環境整備

方針3

意思決定過程への女性の参画

施策1 女性のエンパワーメントの支援
施策2 各種委員会・審議会等への女性の
積極的参画の推進

目標Ⅲ 生命・性の尊重と安心・安全な暮らしの実現

方針1

あらゆる暴力の根絶
【下諏訪町DV防止基本計画】

施策1 ドメスティック・バイオレンス（DV）・
ストーカーなどへの対策の推進
施策2 各種ハラスメント防止に向けた
啓発の推進

方針2

安心して暮らせる環境整備

施策1 心身ともに健康な生活の推進
施策2 互いの性の理解と尊重
施策3 困難を抱えた人への支援

方針3

防災・減災・復興における
男女共同参画の推進

施策1 女性の防災・減災・復興活動への参加促進
施策2 多様な視点における防災体制の充実

第3章 計画の内容

目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の確立

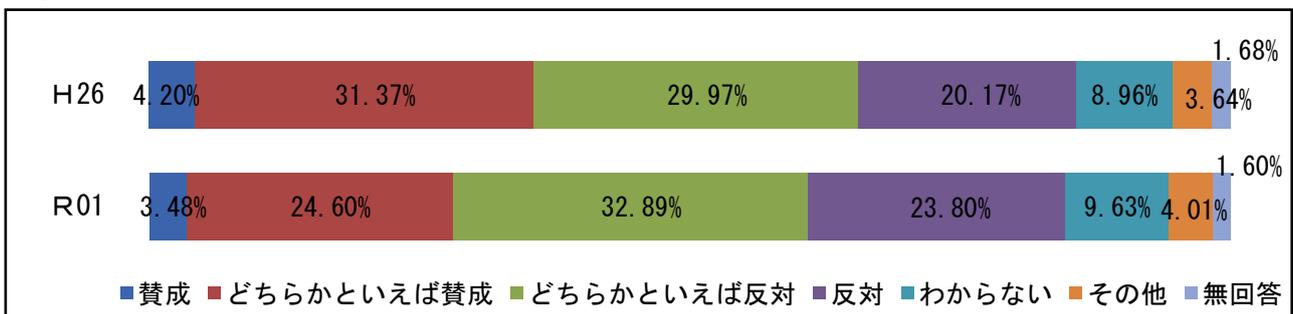
▶▶ 現状と課題

男女共同参画の意識は徐々に深まりつつあり、令和元年度に町が実施した男女共同参画についての町民意識調査（以下「アンケート調査」という。）の結果では、「男は仕事、女は家庭」という性別によって役割を固定する考えについて「賛成」と答えた割合は28.08%、「反対」と答えた割合は56.69%でした。前回調査を実施した平成26年度と比較し、「反対」と答えた割合は増加しています。

しかし、男女の立場の平等感について「男性が優遇されている」と回答した人の割合が前回調査時より増加しており、男女の不平等感は強くなっています。特に、慣習や政治においては、圧倒的に「男性が優遇」と感じる割合が多く、「社会の慣習・しきたり」においては73%、また「政治の場」においては72.46%の人が男性優遇を感じています。性別による固定的な役割分担意識や不平等感、個人の可能性や生き方の選択を制限し、自分らしくいきいきと生活することを妨げる原因となります。

このため、今後も男女共同参画の視点に立った意識改革のための取組みを進める必要があります。また、すべての人がジェンダーの視点に基づき、不平等感を解消することも大切であり、性別や年齢、国籍、文化、障がいの有無、価値観等の違いに関わらずダイバーシティ（多様性）の視点をあらゆる分野に取り込むとともに、家庭・学校・職場・地域などにおいて男女共同参画に関する教育や学習・啓発活動を進めることが重要です。

●「男は仕事・女は家庭」という性別によって役割を固定する考えについて、あなたはどのように思いますか？



→前回調査時と比べ、反対（どちらかといえば反対）と回答した割合は、6.55ポイント増加しています。



▶▶ 方針

- 1 男女共同参画の意識醸成のための教育・啓発活動の推進
- 2 男女共同参画に関する国際協調の推進



方針1 男女共同参画の意識醸成のための教育・啓発活動の推進

○施策1 家庭や地域における男女共同参画の推進

- ① 男女共同参画の視点に立った家庭・地域への支援
教育講座の開催や宣伝広告を行い、男女平等に関する相談体制の充実を図り、情報の提供に努めます。
- ② 男女共同参画に関する学習機会の充実
男女共同参画社会についての理解を深めるため、様々な分野において男女共同参画に関するセミナーや研修会、公民館等における各種講座を企画し、積極的な参加を働きかけるとともに多くの町民が参加しやすいよう配慮しながら啓発活動を行います。

○施策2 学校等における男女平等教育の推進

- ① 指導内容の充実
子どもの発達段階に合わせた人権教育及び男女平等に関する教育を推進するとともに、自立及び望ましい勤労観、職業観を育むため、技術・家庭科教育や職場体験学習等の充実を図ります。また、性別にとらわれず、のびのびと個々の能力を発揮できる環境をつくります。
- ② 教職員等の男女共同参画に関する理解を深める
学校運営に男女共同参画の視点が活かされるよう、教職員等に対する研修等の充実を図ります。

○施策3 男女共同参画に関する啓発活動の推進

- ① 広報・啓発活動及び情報発信
「男女共同参画週間」に合わせたパネル展や関連図書の紹介のほか、男女共同参画推進に向けた広報・啓発を行います。また、行政資料等の情報収集や、町ホームページ等の広報媒体を活用して、町民への情報提供に努めます。
- ② メディアにおける男女共同参画の尊重
男女共同参画の視点に立った行政刊行物の作成に向け、表現の仕方等に配慮するとともに、報道機関等への周知を図ります。
- ③ メディア・リテラシー（情報教育）の向上
男女共同参画の視点から様々な情報を正しく読み解き、自分の生き方や社会のあり方を的確に判断することができるよう、メディア・リテラシーの向上を図ります。

メディア・リテラシー：情報メディアを批判的に読み解いて、必要な情報を引き出し、その真意を見抜き活用すること。

方針2 男女共同参画に関する国際協調の推進

○施策1 国際交流の推進

① 地域の国際化の推進

国際理解の推進に向け、外国の人々と交流を広げ、外国語教室の開催や海外研修の機会の充実等、国際理解、国際交流についての啓発活動に努めます。

② 情報提供の充実と人材育成

海外情報の提供や研修会を通じて、国際的な視野に立って活動できる人材やグループの育成に努めます。

○施策2 国際感覚の醸成

① 信頼関係の構築

国籍による差別のない男女の平等や人権の尊重、信頼関係や協調関係を確保するための啓発に努めます。

② 誰もが住みやすいまちづくり

町の生活情報の提供や相談窓口の充実などにより、外国の人々との共生についてよりよい方策を考え、外国の人々にとっても住みやすいまちづくりに努めます。

○施策3 SDGsの取り組み

① SDGsの取り組み

SDGs「持続可能な開発目標」の中のゴール5
「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」ため各種施策に取り組みます。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※SDGs「持続可能な開発目標」17のゴール

◆◆◆計画推進のために◆◆◆

事業の内容	担 当 課
男女共同参画の意識啓発を、クローズアップしもすわやパンフレット等を活用し、積極的に実施します。	教育 こと も 課 総 務 課
町職員の意識改革を図り、男女共同参画社会を実現するため、各課に「下諏訪町役場男女共同参画推進会議委員」を任命します。	総 務 課
男女共同参画のよりよい社会づくりをめざして、男女共同参画に関する施策の総合的な企画とその推進に資するため、各区・各種団体の代表者等による「しもすわ男女共同参画推進委員会」を設置します。	総 務 課
しもすわ男女共同参画推進委員会は、目的を同じくする団体等と協働し、積極的に研修、啓発等を推進します。	推 進 委 員 会
男女平等に関する相談の体制を整えます。	教育 こと も 課 総 務 課
事業者に対して、男女共同参画に関するパンフレット等の配布をするなど情報提供を行います。	産 業 振 興 課 総 務 課
男女共同参画に関する講演会や学習会、講座を企画します。 ☆下諏訪町男女共同参画セミナーの開催（総務課）	教育 こと も 課 保 健 福 祉 課 関 係 各 課
生涯学習事業において、男女共同参画の視点を取り入れて講座を開催します。	教育 こと も 課 関 係 各 課
あらゆる団体等が、男女共同参画を念頭に置いて活動できるよう、学習の場や情報・意見交換会の場の提供を行います。	総 務 課 関 係 各 課
男女共同参画に関する研修の情報提供や講師紹介を行います。	教育 こと も 課 総 務 課
教職員等を対象とした男女共同参画の研修を行います。	教育 こと も 課
性別によらない教育や指導をさらに充実させます。	教育 こと も 課
町職員に対して、男女共同参画の推進及び施策への理解を深めるための研修を行います。 ☆ハラスメントのない職場づくりのための研修実施	総 務 課
男女共同参画に関する図書・映像資料等を紹介します。 ☆毎年、6/23～6/29 の男女共同参画週間に合わせて、町図書館で男女共同参画に関するパネル展、関連本の紹介を実施（教育ことども課・総務課）	教育 こと も 課 総 務 課 関 係 各 課
男女共同参画に関する条例、計画、施策等の普及啓発に努めます。	総 務 課
諏訪人権擁護委員協議会の男女共同参画部会において、企業への人権啓発・広報活動を実施します。	住 民 環 境 課
男女共同参画の視点から、公共施設等の掲示物等を点検します。	関 係 各 課
町の発行する刊行物については、男女共同参画の視点から差別的表現の内容について点検します。	全 課
町で暮らす外国の人々が暮らしやすいように生活環境の整備を支援します。 ☆家庭ごみの出し方ガイドブック等の発行（英語）	住 民 環 境 課

目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

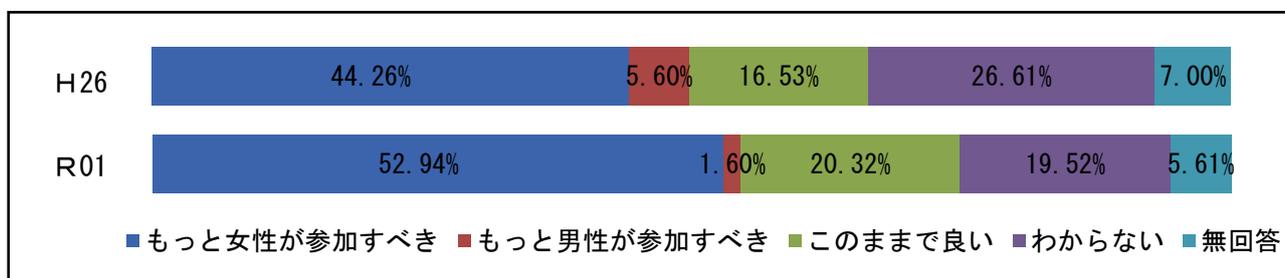
【下諏訪町女性活躍推進計画】

▶▶現状と課題

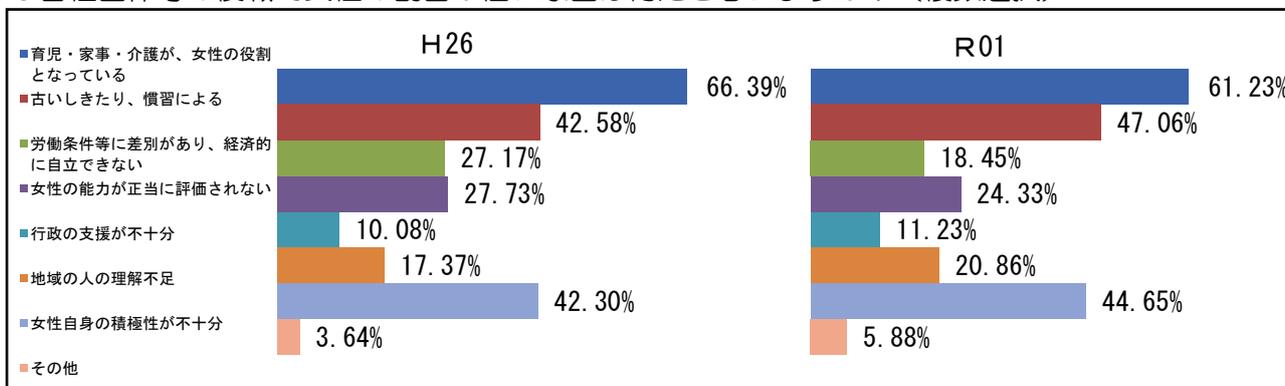
急速な少子高齢化や人口減少・価値観の多様化が進む中で、町民が暮らしやすい町にするためには、あらゆる分野において性別の偏りの解消や女性の参画が必要です。ボランティア活動などでは、多くの女性が活躍する反面、意思決定の場やリーダー的立場には男性が多く見られます。アンケート調査の結果では、5割以上の方が「町内会等の役職に女性がもっと参加すべき」と感じながらも、実際には女性の参加割合は、伸びていません。原因としては、育児・家事・介護が女性の役割となっているためと考える方が多くいるのではないかと考えられます。

男女共に仕事と家庭生活・地域生活の両立ができる社会を実現するためには、働く場と家庭の場における男女の均等な機会と待遇を確保することが必要です。令和元年度に実施した男女共同参画についての事業所意識調査の結果では、男性従業員が育児・介護休暇を取得することについて、「取得して欲しいが現実には難しい」と考える割合は65.59%でした。「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を推進することで、男性も女性も自分らしい生き方を選択できるようになります。平成27年には「女性活躍推進法」が施行されるなど、女性の就業継続を支援し、経済的な自立促進や男女の働き方の見直しが求められています。

●現在の町内会等の役職、議員や行政委員における女性の割合が低い傾向にありますが、これについてあなたはどのように思いますか？

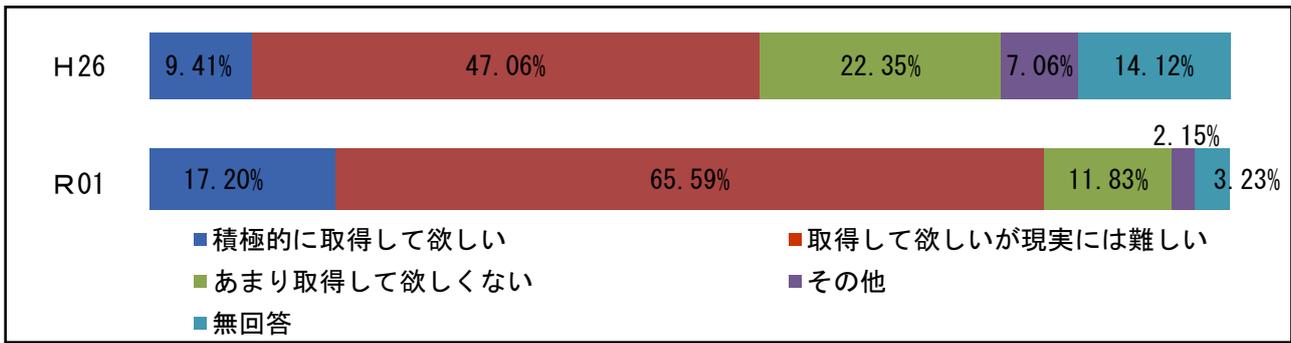


●各種団体等の役職で女性の割合が低い原因は何だと思えますか？（複数選択）



→前回調査時と変わらず、育児・家事・介護が女性の役割となっているため、各種団体等の役職に女性の割合が低いと考える割合が多くなっています。

●男性従業員が育児・介護休暇を取得することについてどう思われますか？（事業所意識調査）



▶▶方針

- 1 仕事と家庭生活・地域生活の両立支援
- 2 女性の社会参加を推進
- 3 意思決定過程への女性の参画

方針1 仕事と家庭生活・地域生活の両立支援

○施策1 ワーク・ライフ・バランスの推進

- ① ワーク・ライフ・バランスのための意識改革
「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の普及に向け、情報提供や啓発に努めます。
- ② 両立支援に向けた企業の取組みを推進
仕事と生活の両立を支援するため、長時間労働の抑制や育児・介護休業制度、年次有給休暇の取得促進、テレワーク等の推進に取り組むとともに、企業のワーク・ライフ・バランス推進の取組みを支援します。
- ③ 男性の家庭生活などへの参画促進
男性が家庭と仕事のバランスのとれた生活を送れるよう、情報提供に努めます。



○施策2 仕事と子育て・介護に関する支援の充実

- ① 地域の子育て支援制度の充実
多様化する保育需要に対応したサービスの提供と子育て支援制度を充実させるとともに、地域全体で子育て世代を応援します。
- ② 介護保険制度の充実
介護サービスの充実を図り、介護の負担が家族に集中しないよう、支援体制を整備します。
- ③ 子育て・介護に関する相談や情報提供の充実
子育て・介護に関する悩みや不安を解消するため、相談窓口や出前講座などを活用して各種制度についてわかりやすい情報を提供します。

方針2 女性の社会参加を推進

○施策1 働く場における男女共同参画の推進

- ① 労働に関する法制度の周知・徹底
男女雇用機会均等法等の履行を確保するため、国や県等関係各機関と連携して、法及び制度の周知徹底に取り組み、雇用の場における男女共同参画を推進します。
- ② 職場における積極的改善措置の推進
国や県等関係各機関と連携して、男女間の格差を解消し、女性の労働意欲の向上や幅広く高い質の労働力確保のための機会を提供します。また、個々の労働者の能力を生かせるよう積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進します。
- ③ 働きやすい職場環境づくりに取り組む企業の支援
「社員の子育て応援宣言」や「職場いきいきアドバンスカンパニー」登録認証、女性や若者の積極的な雇用など、働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を支援します。

○施策2 多様な働き方を可能にするための環境整備

- ① 非正規労働者等の多様な働き方への支援
国や県等関係各機関と連携して、パートタイム、派遣労働者等の多様な就業形態に対応するとともに、就労環境改善のための情報を事業所に周知します。
- ② 新たな感染症対策における多様で柔軟な働き方への支援
テレワークの導入やオンラインの活用等、多様で柔軟な働き方に関する情報を事業所に周知します。

令和2年12月末現在

○●働きやすい職場環境づくりに取り組む町内企業●○

☆「社員の子育て応援宣言企業」・・・・・・・・・・ 10事業所

→企業・事業所のトップの方から、従業員が仕事と子育ての両立ができるような「働きやすい職場環境づくり」の取組みを宣言している企業。

☆「職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業」・・・・・・・・ 2事業所

→仕事と家庭の両立ができる職場環境の改善や雇用の安定を進め、従業員がいきいきと働き続けられるよう短時間正社員制度など多様な働き方の制度を導入し、実践的な取組みを行っている「一歩進んだ」企業。



積極的改善措置：様々な分野において、男女間の格差を是正するため、一方の性に対して一定の範囲で特別（ポジティブ・アクション）な機会を提供することなどにより、実質的な機会均等の実現を目的として講じる暫定的な措置。

方針3 意思決定過程への女性の参画

○施策1 女性のエンパワーメントの支援

① 学習機会の充実

女性問題に関する情報の提供や、男女の意識改革につながる学習の機会を充実させ、能力や適性を一層身につけて社会参画を図ります。

② 女性の活躍の場を提供

女性の参画は、地域の女性の活発な活動によって構築されるものです。地域のネットワークを上手く活用し、時間や場所に配慮しながら、女性をはじめ多様な人が自治会活動等に参加できる機会を提供します。

○施策2 各種委員会・審議会等への女性の積極的参画の推進

① 各種委員会・審議会等への女性の参画を推進

各種委員会・審議会等への積極的な参画を促進するため、女性の登用を推進します。

② 女性職員の管理職登用の推進

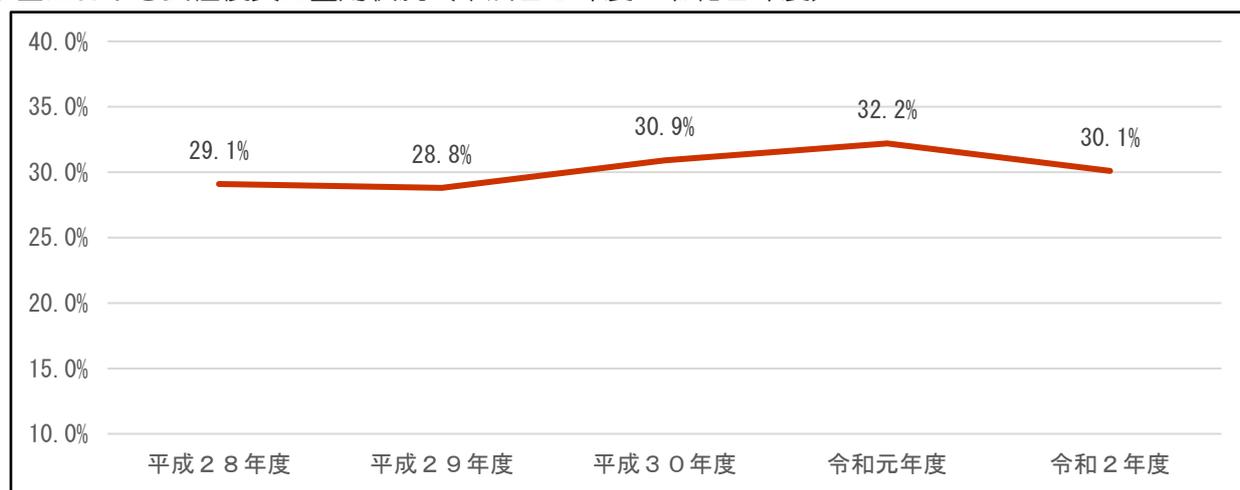
女性が能力を発揮できるよう、女性の人材育成に努め、女性職員の管理職への登用、職域拡大を推進します。

③ 多様な場面における町民意見の募集・広聴の推進

町民と行政が一体となってまちづくりを進められるよう、参画機会の拡充を図ります。



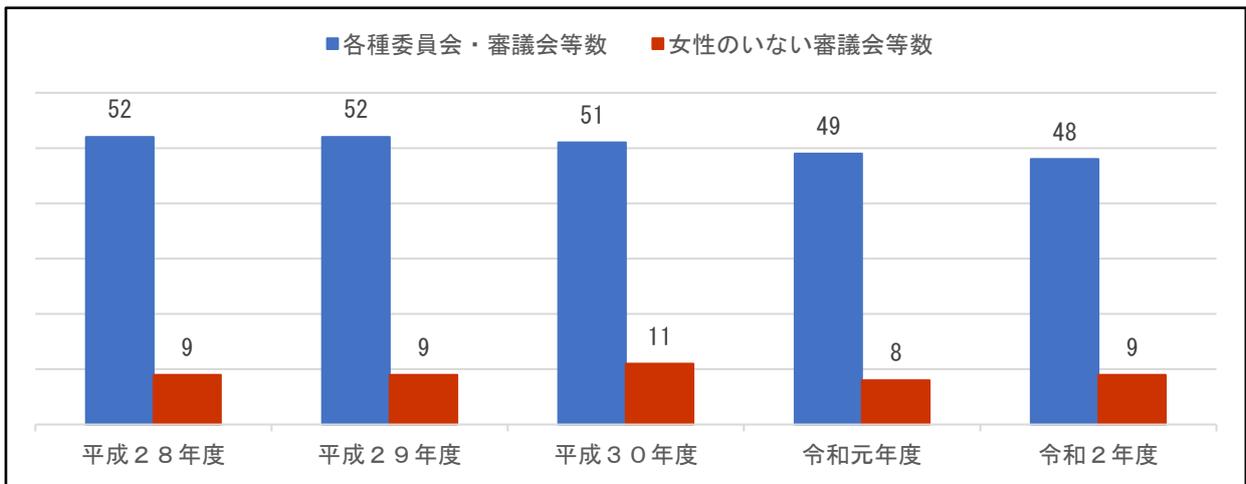
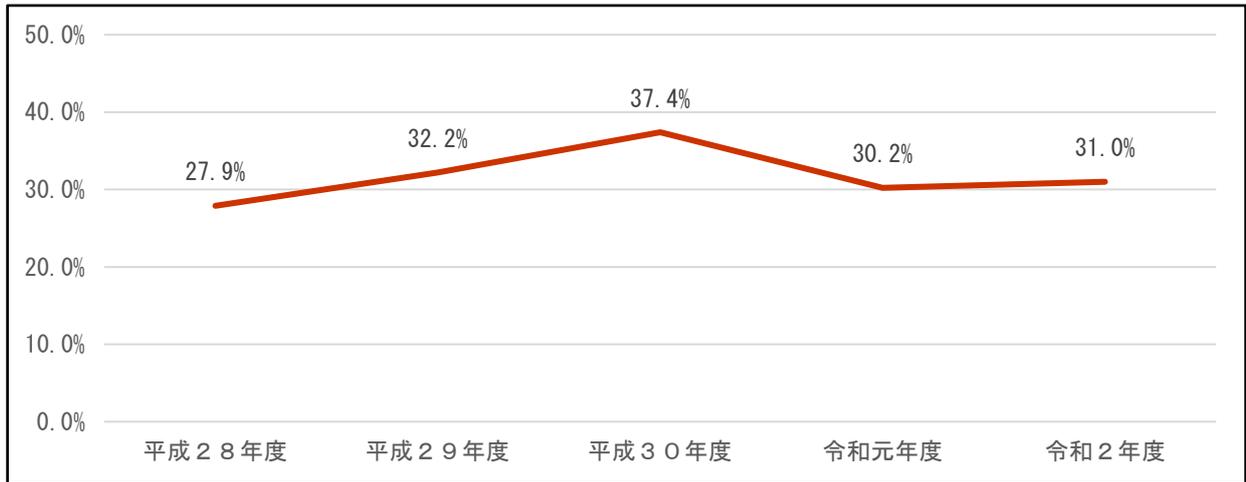
●区における女性役員の登用状況（平成28年度～令和2年度）



※各年4月1日現在

女性のエンパワーメント：女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、様々なレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力をもつこと。

●町の各種委員会・審議会等における女性委員の参画状況（平成28年度～令和2年度）



※各年4月1日現在

◆◆◆計画推進のために◆◆◆

事業の内容	担当課
下諏訪町児童育成計画、下諏訪町子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援の充実を図ります。 ☆子育てに関する悩みや不安を解消するための育児相談の開催 ☆乳幼児の健やかな成長、発達を確認するための乳幼児健診の実施 ☆離乳食の量や形態が学べる離乳食教室の開催 ☆育児と仕事の両立を支援するための体調不良児一時預かりの実施 （保健福祉課）	教育こども課 保健福祉課
長時間保育・未満児保育・土曜保育・一時保育・児童健全育成事業等、多様な子育て支援の充実を図り、その家族に対する支援をします。 ☆ブックスタート事業、ファミリーサポート事業、子ども人権ネットワーク事業	教育こども課

育児・介護休業制度活用のための情報を提供します。 ☆母子手帳の交付時に、働きながら安心して妊娠・出産するための支援制度の情報を提供（保健福祉課）	教育子ども課 産業振興課 総務課 保健福祉課
クローズアップしもすわ等により、女性の就業や継続就業、再就職、多様な働き方に関する情報を提供します。	産業振興課 総務課
事業所における短期間勤務やテレワーク等の多様な働き方に関する情報を提供します。	産業振興課 総務課
クローズアップしもすわ等により、起業セミナー等の情報を提供し、起業を望む女性及びすでに事業を起こしている女性を支援します。	産業振興課 総務課
女性や若者の積極的な雇用など、働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を支援します。	産業振興課 保健福祉課
女性のエンパワーメントを支援します。	関係各課
各種委員会・審議会等に対し、男女共同参画に関する情報提供を行います。	各審議会等担当課
町内会等地域における男女の役員比率の把握に努めます。	総務課
女性団体連絡会、公民館分館、PTA等による女性の人材育成を促進します。 ☆女性団体連絡会総会の開催、諏訪地方女性懇話会の開催（総務課）	関係各課
各担当課における男女共同参画施策をチェックします。	全課
令和7年度までに、町の各種委員会・審議会等における女性委員の参画比率40%をめざします。 ☆町の各種委員会・審議会等における女性委員の参画割合 ※P18上図参照 31.0%（令和2年4月1日現在）	各種委員会・ 審議会等担当課
女性委員のいない各種委員会・審議会等を可能な限りなくします。 ☆町の各種委員会・審議会等における女性委員の参画状況 ※P18下図参照 各種委員会・審議会等数 48 内、女性のいない審議会等数 9（令和2年4月1日現在）	各種委員会・ 審議会等担当課
施策の実効性を高めるために、男女共同参画推進を阻害する要因について調査・研究します。	全課
町役場における女性の登用状況等の情報を公表します。 下諏訪町HP： http://www.town.shimosuwa.lg.jp →女性の職業選択に資する情報の公表とHP内検索	総務課



目標Ⅲ 生命・性の尊重と安心・安全な暮らしの実現

▷▶ 現状と課題

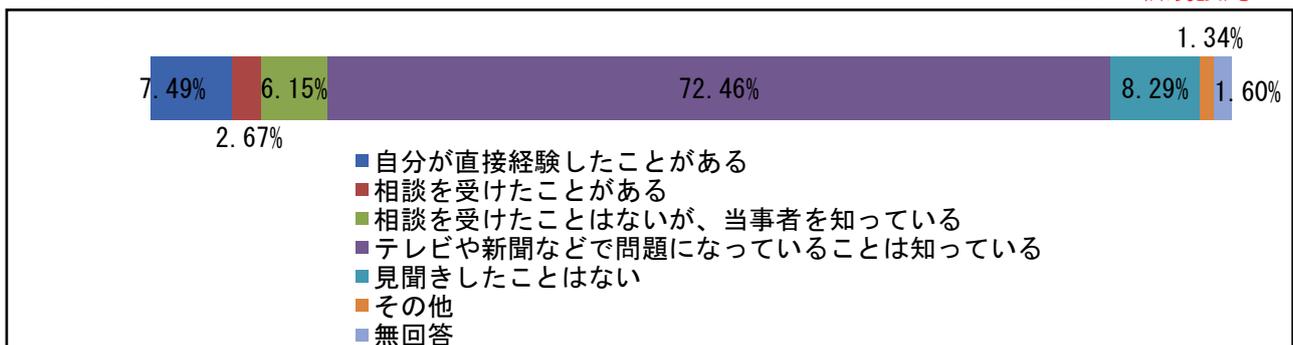
男女共同参画社会の基本にあるのは、男女平等意識に立った男女の人権尊重です。しかし、性差別意識や性別による固定的な役割分担意識を主な起因とするDVやストーカー行為、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）、マタニティ・ハラスメント（マタハラ）などの人権侵害が社会問題となっています。アンケート調査において、DVの被害経験について「自分が直接経験したことがある」と回答した人は7.49%ありました。また、新たな感染症の拡大による生活不安やストレスによりDVの増加や深刻化が懸念されています。DV及びセクハラなどは重大な人権侵害であり、犯罪であることを認識してもらうための啓発活動を行い、関係機関と連携して被害者支援に取り組む必要があります。

また、現代はストレスや生活習慣の乱れにより、男性も女性も心の病や生活習慣病など心身に何らかの不調を抱える人が増えてきています。加えて、出産に伴う産後うつのほか、認知症や寝たきりになる高齢者も増加していることから、ライフステージに応じた健康づくりに積極的に取り組むことが重要です。

さらには近年、地震や風水害などの自然災害が頻発しています。日頃から防災・減災意識を高め、非常時における男女の考え方やニーズの違いを把握するとともに、防災分野における女性の参画を促進し、男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災・復興体制の確立ができるよう支援していきます。

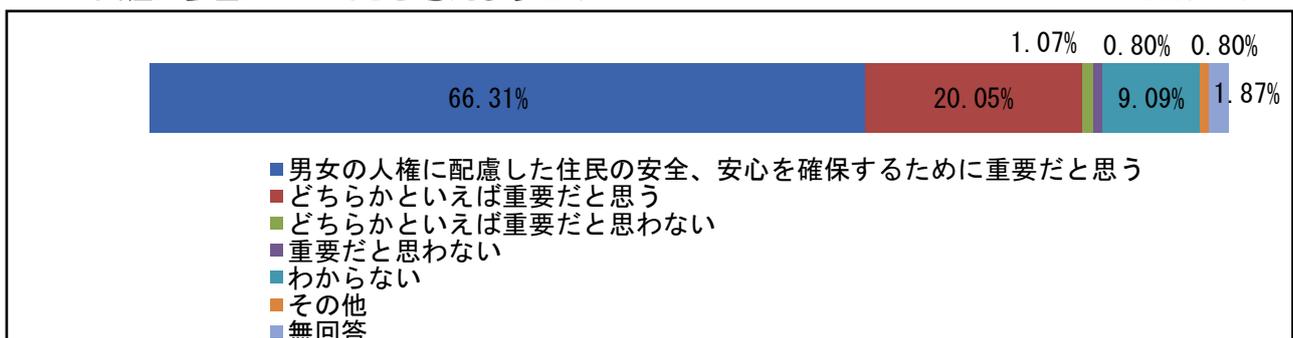
●「ドメスティック・バイオレンス（DV）」について経験したり、見聞きしたりしたことはありますか？

※R1 新規設問



●日頃の防災や災害対策本部・避難所の運営、復旧・復興等における男女共同参画、意思決定の場への女性の参画についてどう考えますか？

※R1 新規設問



▶▶方針

- 1 あらゆる暴力の根絶【下諏訪町DV防止基本計画】
- 2 安心して暮らせる環境整備
- 3 防災・減災・復興における男女共同参画の推進

方針1 あらゆる暴力の根絶【下諏訪町DV防止基本計画】

○施策1 ドメスティック・バイオレンス（DV）・ストーカーなどへの対策の推進

① 暴力についての実態把握

男女間における暴力被害の実態を把握するとともに、関係機関と連携して、相談体制の充実を図ります。

② 暴力防止に向けた啓発活動の推進

DV、デートDV、性暴力、ストーカー等について、重大な人権侵害であるという認識を深め、発生の防止や早期発見、一人ひとりの人権が尊重され、暴力を許さない社会の実現のための普及啓発を行います。



③ 被害者支援

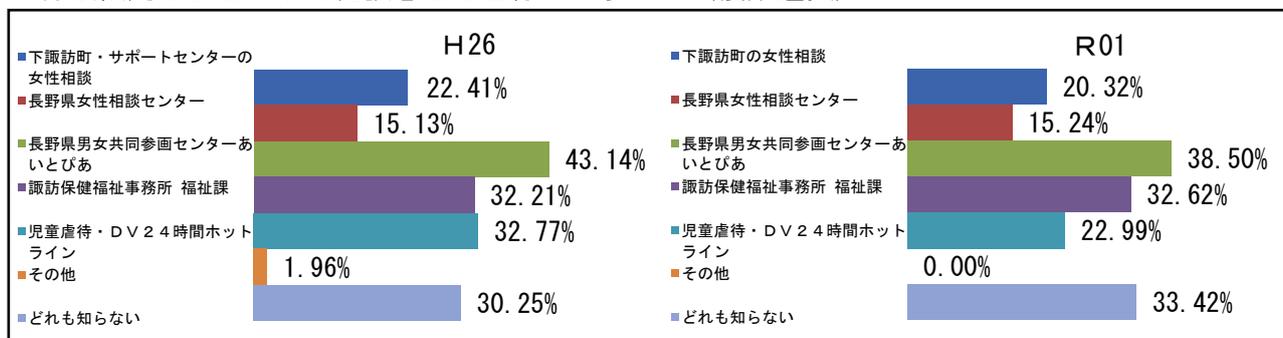
関係機関との連携を図り、DV、デートDV、性暴力、ストーカー等による被害者のための相談窓口の設置や相談体制の充実、被害者保護等、相談支援の質の向上に努めます。

○施策2 各種ハラスメント防止に向けた啓発の推進

① 防止に向けた対策づくり

職場等における各種ハラスメントの防止に向けて、事業者に対策の徹底を働きかけるとともに、町においても率先した取組みを推進し、家庭や教育、地域活動の場においても防止対策を講じます。

●行政機関による以下の相談窓口はご存知ですか？（複数選択）



○●相談窓口●○

■下諏訪町役場

☎ 0266-27-1111

■長野県女性相談センター

☎ 026-235-5710

■長野県警察本部警察安全相談室

☎ 026-233-9110

■長野県児童虐待・DV24時間ホットライン

☎ 026-219-2413

■長野県男女共同参画センター“あいとぴあ”

☎ 0266-22-8822

■諏訪保健福祉事務所

☎ 0266-57-2911

ドメスティック・バイ
オレンス等の問題は、
ひとりで悩まずご相談
ください。



方針2 安心して暮らせる環境整備

○施策1 心身ともに健康な生活の推進

① 自らの健康づくりの支援

生涯にわたって、自分の健康を適正に管理・改善するための学習機会の充実や情報の提供に努めます。また、身体的健康だけでなく心の健康を保持するための取組みも行います。

② 母子保健対策の充実

女性のライフスタイルの変化に注意しながら、安心して妊娠期・出産期を過ごせるよう健康診断、相談、指導体制等の充実を図ります。

③ 健康被害についての対策の推進

喫煙や飲酒、覚醒剤等の健康に害を及ぼす影響について、情報提供を行うとともに、自己健康管理の指導と啓発を図ります。



○施策2 互いの性の理解と尊重

- ① リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する知識の浸透を図ります。
- ② 性に関する教育の充実
自分の心身を大切にするとともに、相手の心身の健康についても思いやりの心を持てるよう、発達段階に応じて性に関する教育を実施し、理解を深めます。
- ③ 性に関する相談機会や情報の提供
性感染症の危険性とその予防策についての教育を推進し、正しい知識を習得するとともに相談体制の充実を図ります。
- ④ 正しい知識の普及
性的指向・性自認などに関する理解を深めるための広報・啓発を行います。

○施策3 困難を抱えた人への支援

- ① 困難を抱えた人の自立等の支援策の充実
ひとり親家庭や障がいのある方の生活の安定と自立の促進を図るため、相談窓口を設置し、生活や就労に関する相談を実施します。
- ② 地域社会における交流支援
高齢者の充実した生活を実現するため、地域における交流活動や趣味、スポーツ等、学習機会の拡大に努めます。
- ③ 人にやさしいまちづくりの推進
公共施設や公共交通機関等におけるバリアフリー化を推進し、すべての人が安心して生活できるまちづくりを進めます。
- ④ 介護サービスの充実
充実した介護基盤の整備を進めるため、介護サービスの充実や介護職の人材育成と確保、相談体制の整備に努めます。



リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念。性や出産、自分の身体に関することは自分自身で決められる権利のこと。

方針3 防災・減災・復興における男女共同参画の推進

○施策1 女性の防災・減災・復興活動への参加促進

- ① 防災訓練への参加促進
女性の視点を反映した防災・減災・復興活動を行うため、防災訓練への参加を呼びかけます。
- ② 女性リーダーの育成
自主防災組織における女性の参画を促進し、防災士資格の取得を推進します。

○施策2 多様な視点における防災体制の充実

- ① 男女共同参画の視点を反映した計画づくり
「下諏訪町地域防災計画」を見直す際には、男女共同参画の視点を積極的に反映します。
- ② 様々な視点を反映した運営体制
防災・減災・復興に関する施策や方針の決定過程へ、女性、障がい者、高齢者等様々な立場の人の視点を反映させます。
- ③ 学習機会の充実
男女共同参画の視点による、住民の参加型・体験型の学習機会を提供します。
- ④ 災害時に強い地域づくり
いざという時に備え、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた住民主体による地域づくりを推進します。



◆◆◆計画推進のために◆◆◆

事業の内容	担当課
ドメスティック・バイオレンス（DV）等人権侵害を防止するための相談や、学習機会を提供します。	教育子ども課 総務課 保健福祉課
男女平等や性と生殖に関する健康と権利の問題に関する情報や学習機会を提供します。	総務課 保健福祉課
民間シェルターの設立・運営に関する情報提供等の支援をします。	教育子ども課 総務課
各種ハラスメント等暴力のない職場づくりのために、情報提供を行います。	産業振興課 総務課

民間シェルター：ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者が加害者から逃れるための緊急一時的な保護施設（シェルター）のこと。

<p>保育園、学校、警察等関係者との連携を強化し、虐待等の防止に努めます。</p> <p>☆しもすわ子ども人権ネットワーク会議の開催、しもすわっ子応援事業連携会議の開催（教育こども課、保健福祉課）</p>	<p>教育こども課 総務課 保健福祉課</p>
<p>飲酒・喫煙・覚醒剤等の健康に害を及ぼす影響について情報提供を行うとともに、自分の健康を適正に管理・改善するための学習機会の充実、指導、啓発に努めます。</p> <p>☆保健師による小学校における禁煙授業の実施</p> <p>☆困難やストレスに直面した児童生徒が、悩みを一人で抱えず、信頼できる大人に助けの声をあげられるよう支援</p> <p>☆保健師、養護教諭による中学校における「SOSの出し方教育」の実施（保健福祉課）</p>	<p>教育こども課 保健福祉課</p>
<p>女性が安心して妊娠期・出産期を過ごすことができるよう、健康診断、相談、指導体制の充実を図ります。</p> <p>☆妊婦の健康管理と経済的負担軽減のため、公費による「妊婦一般健康診査」の実施</p> <p>☆不妊、不育治療を行っている夫婦へ治療に要した費用の一部助成</p> <p>☆妊婦とその夫を対象に、妊娠中の健康管理や育児について学ぶ講座の開催（ハッピーマタニティ教室）</p> <p>☆妊娠中に相談を希望される方への家庭訪問（妊婦訪問）</p> <p>☆保健師・助産師が新生児の体重測定や育児相談を家庭訪問にて実施（新生児訪問）</p>	<p>保健福祉課</p>
<p>男女共同参画の視点から、次世代を担う若者を支援します。</p>	<p>関係各課</p>
<p>子育てサークル等の活動を支援します。</p>	<p>教育こども課 保健福祉課</p>
<p>高齢者、障がい者、ひとり親家庭等が社会参画できるよう情報や活動機会を提供し、活動を支援します。</p>	<p>教育こども課 総務課 保健福祉課</p>
<p>介護、介助についての情報を提供し、介護をする人も受ける人も、ともに社会参画できるよう支援します。</p>	<p>保健福祉課</p>
<p>性的指向・性自認などの多様な性に対する理解を深めるための啓発や学習機会を提供します。</p>	<p>総務課 保健福祉課</p>
<p>町のあらゆる計画は、男女共同参画の視点を取り入れて策定します。</p>	<p>全課</p>
<p>男女問わず参加しやすい防災訓練を実施します。</p>	<p>総務課</p>
<p>地域の自主防災組織や防災ネットワークしもすわ（防災士）における女性役員の参画を推進し、女性の視点を取り入れるよう働きかけるとともに、地域活動への参画機会を拡大します。</p>	<p>総務課</p>
<p>発災時の避難所には男女の役員を配置し、男女双方のニーズに沿った運営を行います。</p>	<p>総務課</p>
<p>女性消防団員の入団を促進し、活動しやすい環境を整備します。</p>	<p>消防課</p>

第4章 推進に向けて

1 推進体制の整備・充実

◆しもすわ男女共同参画推進委員会の役割について◆

この計画に基づいた各種施策を総合的・計画的に推進するため、町民の代表者による「しもすわ男女共同参画推進委員会（しもすわ男女共同参画推進委員会要綱第1条に規定）」を設置します。委員会は各種団体等と協働して、積極的に研修、啓発、推進を行います。また、男女共同参画に関する調査研究を行い、必要に応じて町長に提案します。

◆下諏訪町男女共同参画審議会の役割について◆

下諏訪町男女共同参画いきいき社会づくり条例第18条に規定する「下諏訪町男女共同参画審議会」を町長の諮問機関として設置し、審議会は、町長の諮問に応じて調査・審議します。また、施策の基本的事項及び重要事項について町長に意見を述べます。

◆下諏訪町役場男女共同参画推進会議による総合的な調整◆

町における男女共同参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、各課の職員を委員とする「下諏訪町役場男女共同参画推進会議」を設置し、各課が連携して取り組みます。

◆国や県等関係機関との連携◆

関係機関と連携・協力し、情報を共有することで、男女共同参画社会の実現に取り組みます。

2 町全体で男女共同参画を推進するために

町民や町内事業所に対して、男女共同参画についての意識調査を実施し、実態の把握に努め、意見・要望を施策に反映します。

3 男女共同参画に関する情報提供

町民や事業者が男女共同参画に対する理解を深め、実践的に取り組むことができるよう、町の取組状況をホームページ等の情報発信媒体を活用して、公表します。

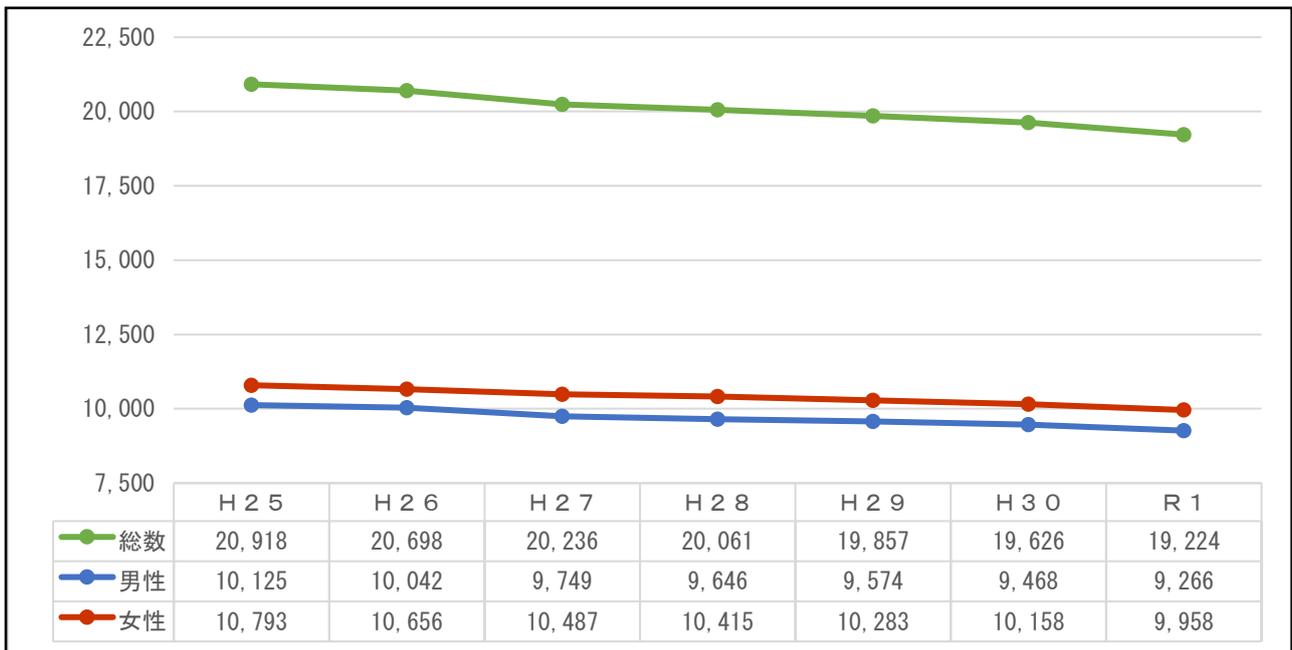
4 協働による男女共同参画社会の実現

男女共同参画社会の実現には、行政・町民・事業者・教育関係者との連携が必要不可欠です。そのため、町は、町民団体等が行う男女共同参画に関する活動を支援するとともに、各種施策を進める際にも、町民・町民団体及び事業者・教育関係者と協働して、事業を実施します。

資料編

●下諏訪町の人口の推移

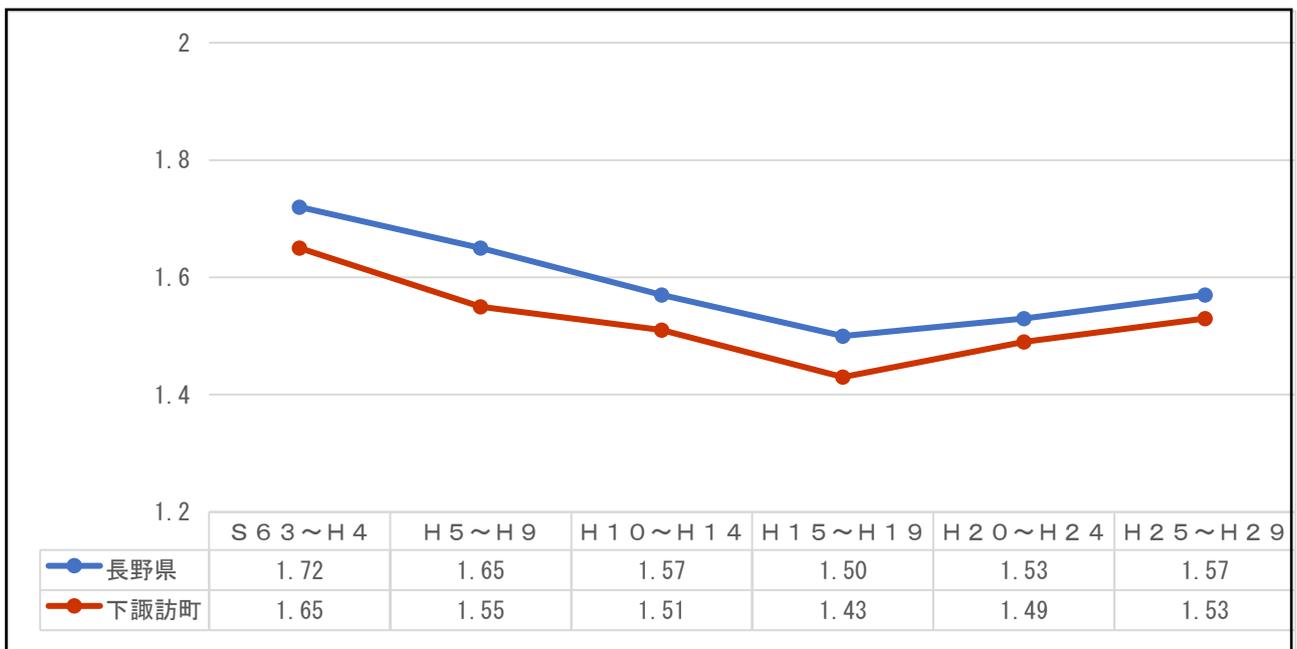
町の人口の推移については、平成25年以降、男女ともに減少しています。



【毎月人口異動調査：各年10月1日現在】

●合計特殊出生率の推移

町の合計特殊出生率の推移については、平成15年～平成19年まで減少していましたが、平成20年～平成29年においては増加しています。



【出典：統計表 市区町村別合計特殊出生率・標準化死亡率】

◆◆◆男女共同参画についての意識調査結果◆◆◆

調査期間：令和元年12月2日（月）～12月24日（火）

調査対象：①18歳以上の下諏訪町民1,000人を住民基本台帳から無作為抽出
②商工会議所会員事業所のうち従業員が2名以上の法人事業所285件

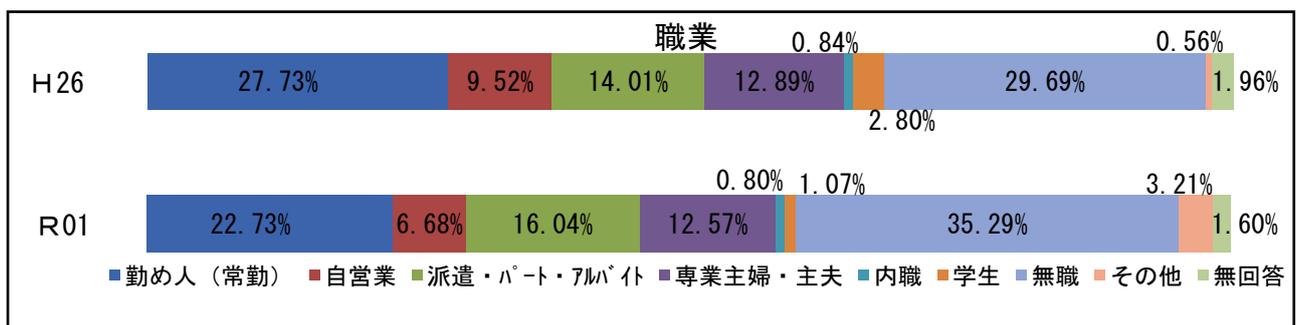
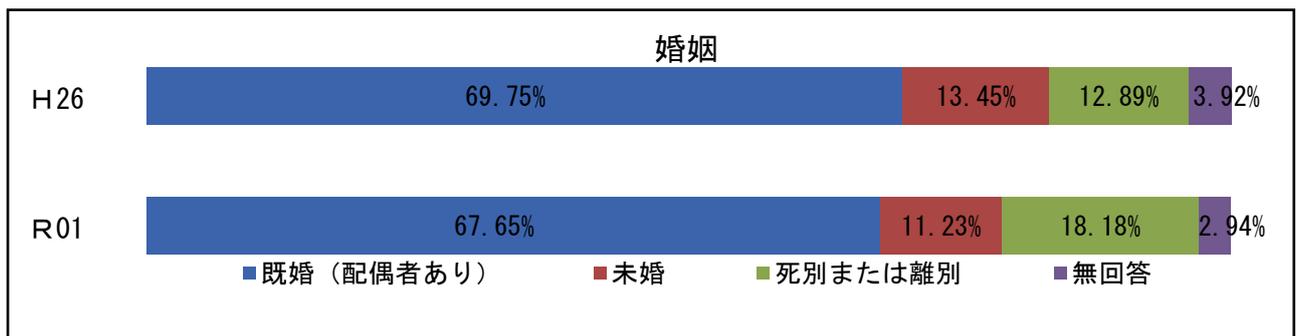
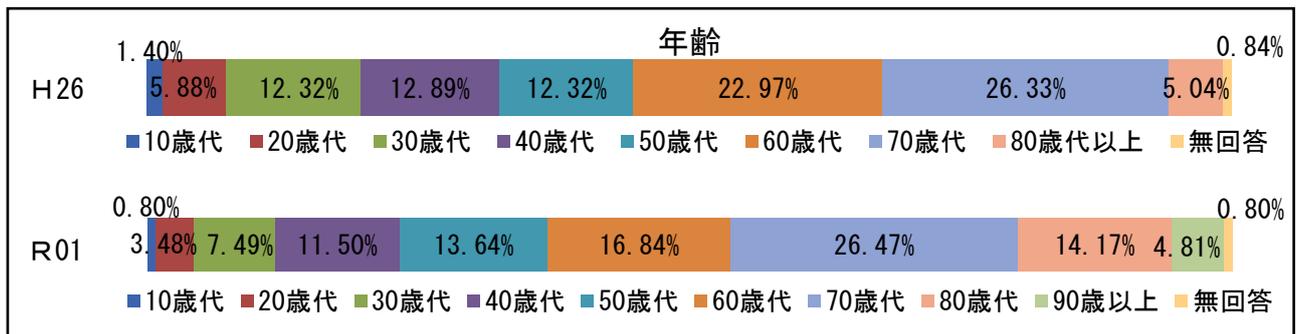
回答数：①374人（内訳：男性152人 女性193人 無回答29人）
②93件（内訳：建設業13件 小売業4件 金融・保険業4件
飲食業2件 製造業33件 運輸・通信業1件
不動産業1件 卸売業3件 サービス業20件
電気・ガス・熱供給・水道業2件
その他9件 無回答1件）

回答率：①37.4%
②32.6%

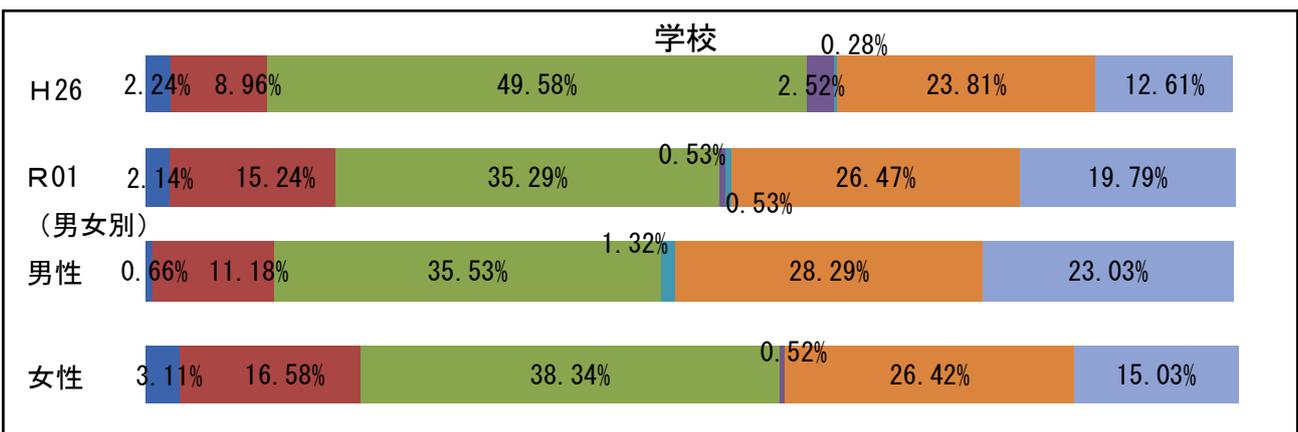
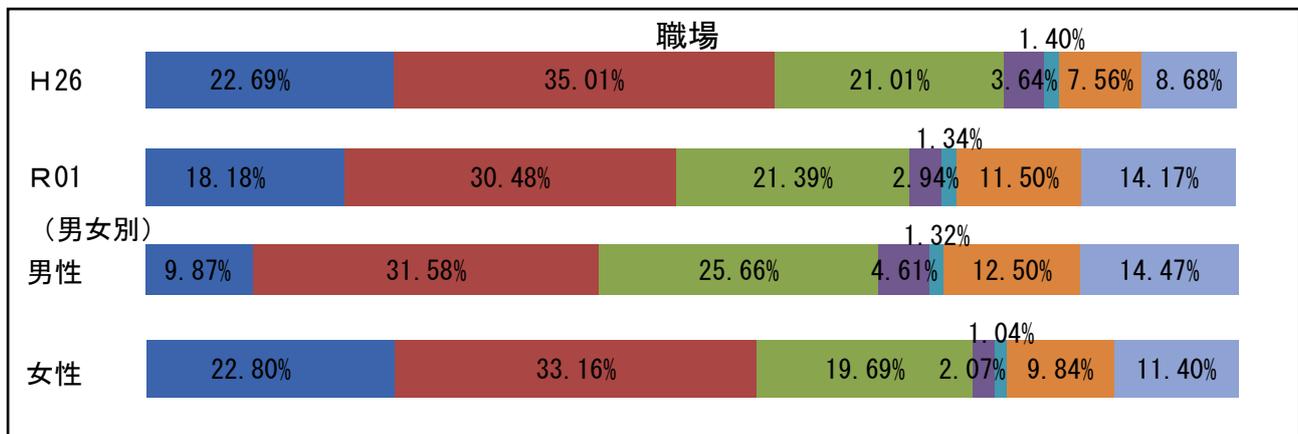
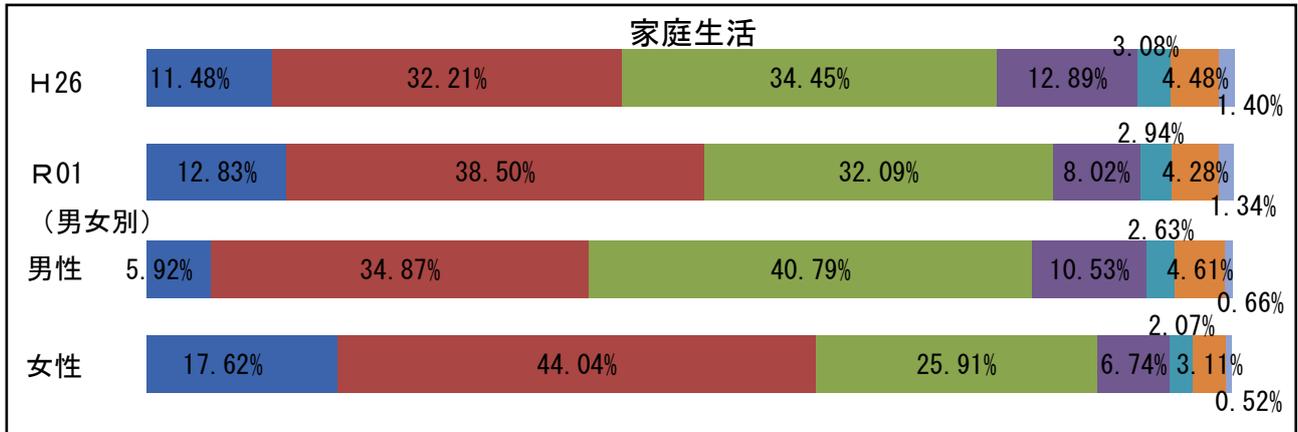
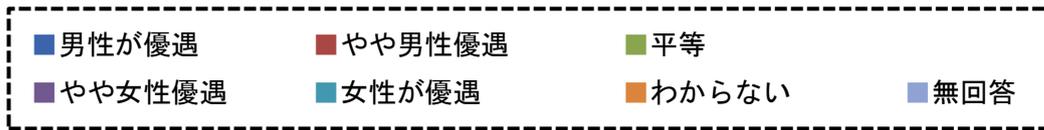
※調査結果については、小数点以下第3位の四捨五入により合計が100%にならない場合があります。

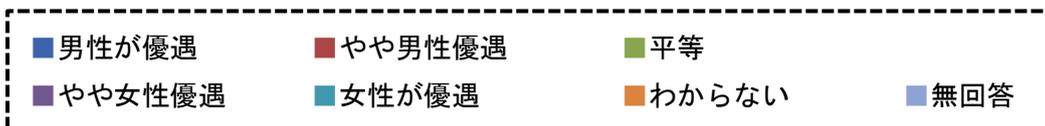
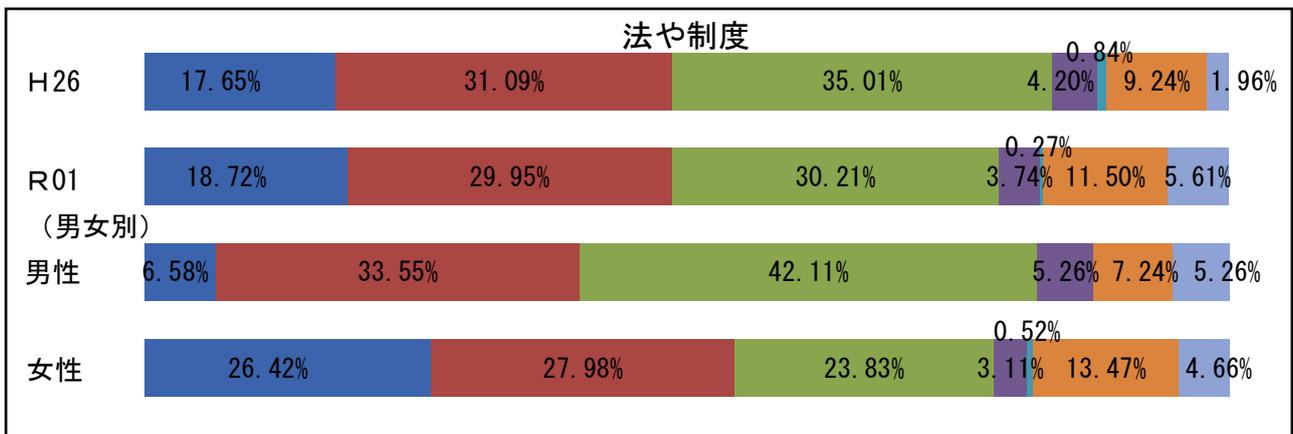
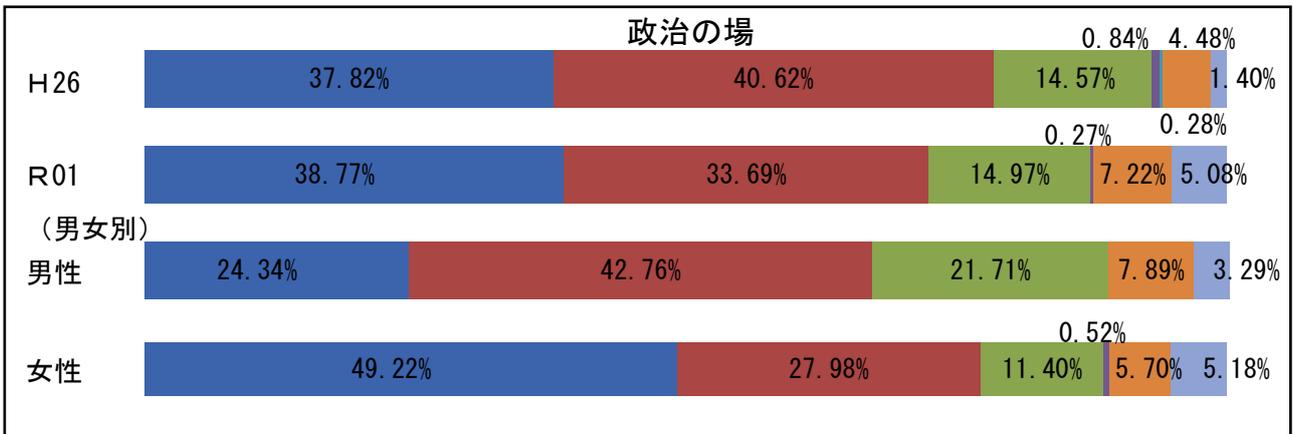
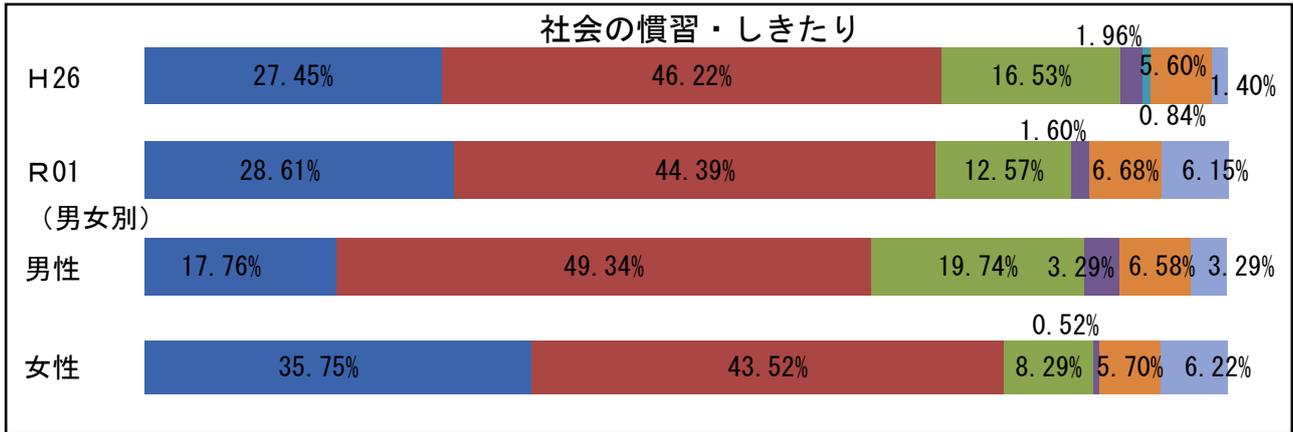
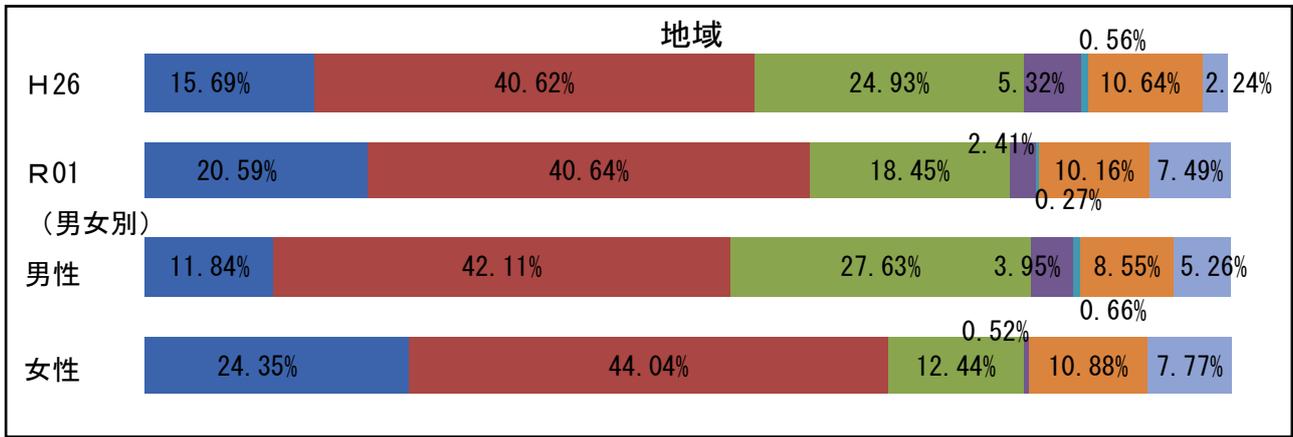
①下諏訪町民

●あなたのことについてお尋ねします。

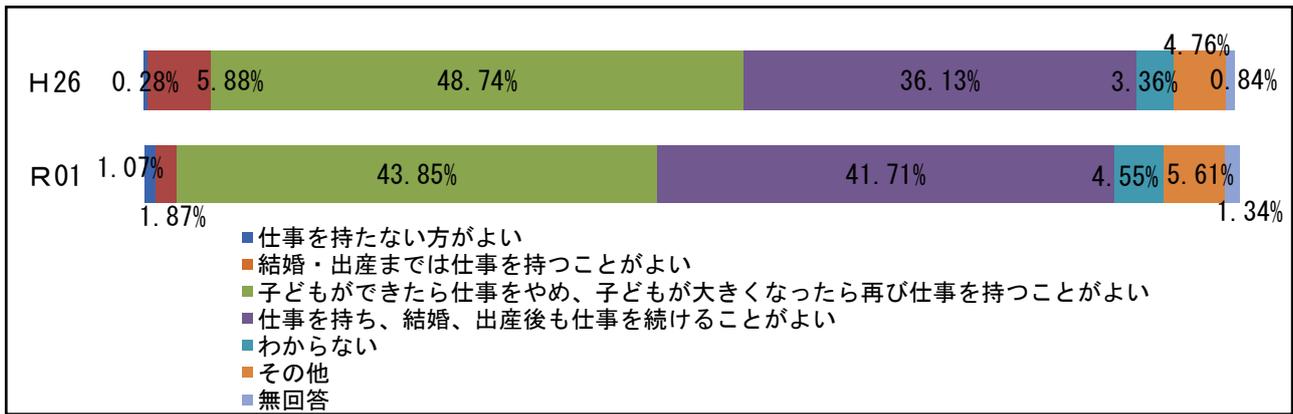


●あなたは男女の立場についてどのように感じていますか？

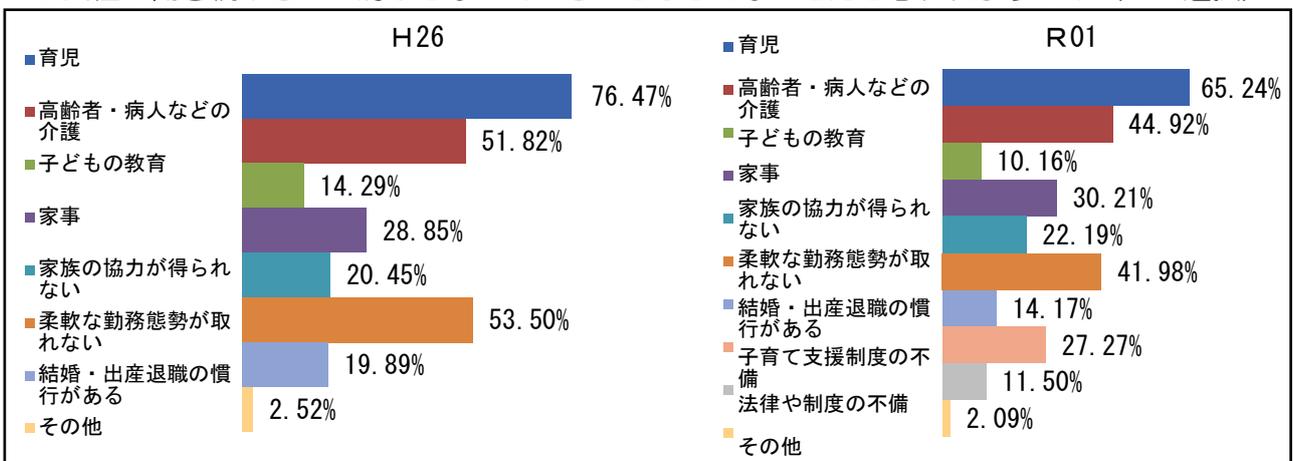




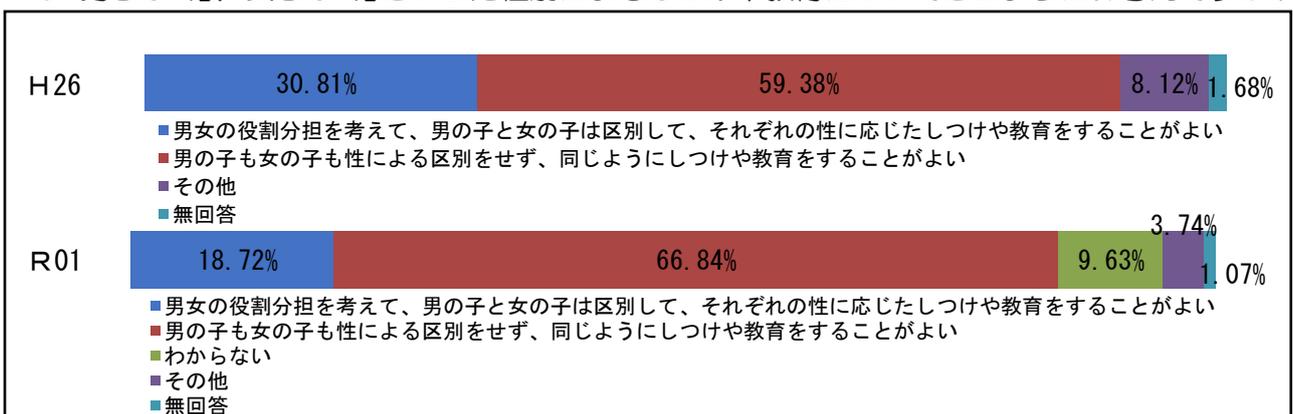
●女性が仕事を持つことについてどのようにお考えですか？



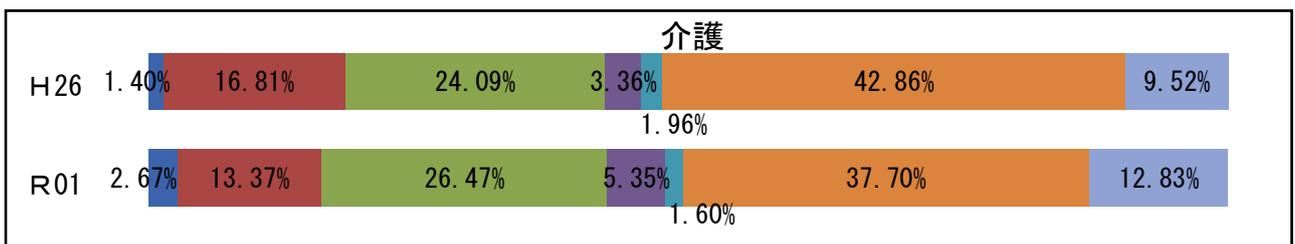
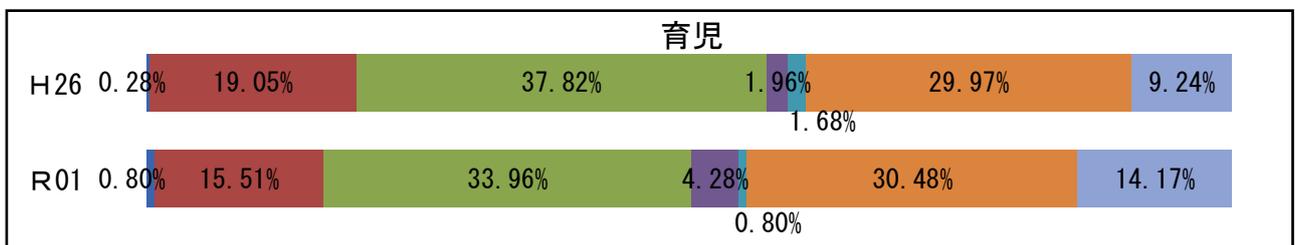
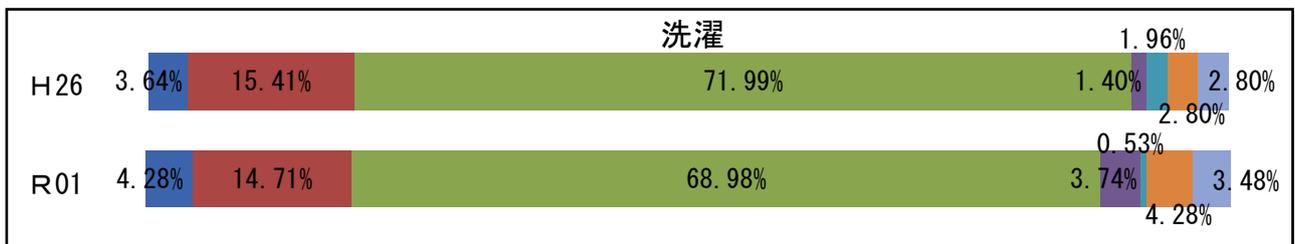
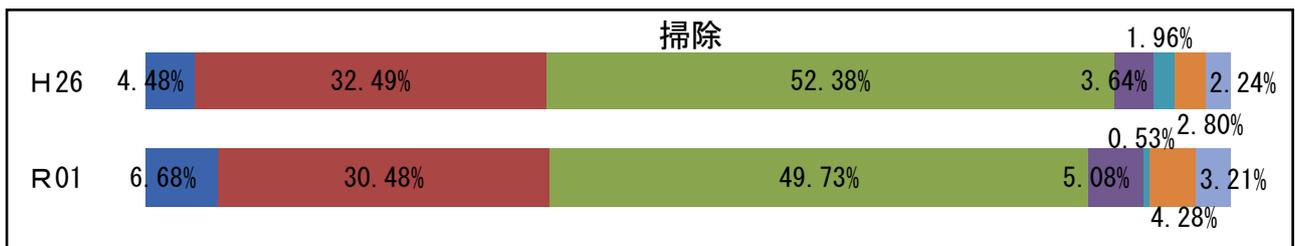
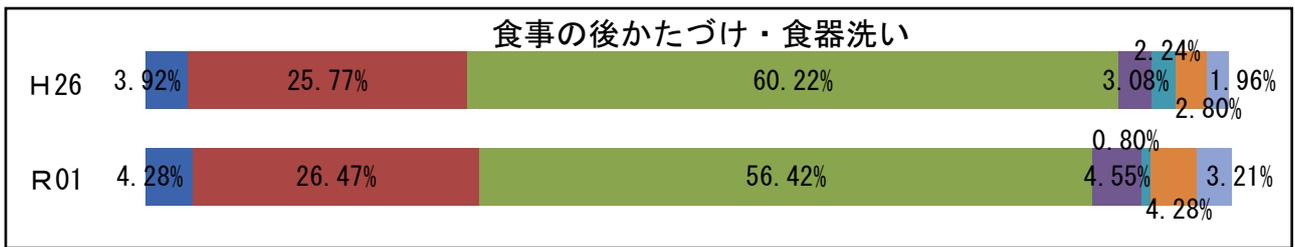
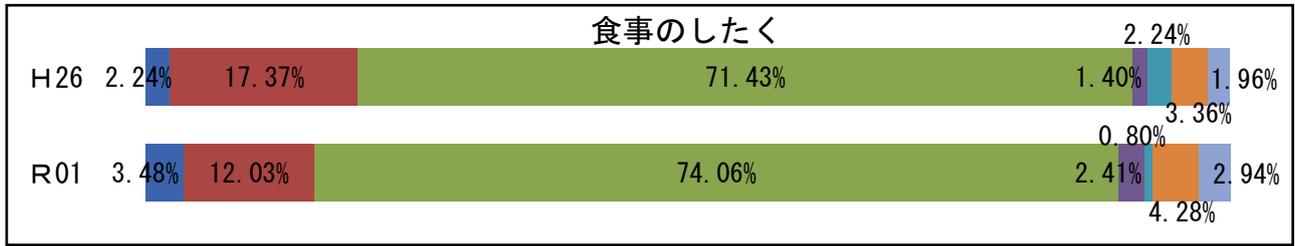
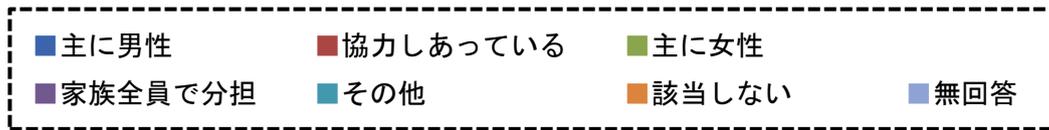
●女性が働き続けるのに妨げとなっていることはどんなことだと思いますか？（3つ選択）

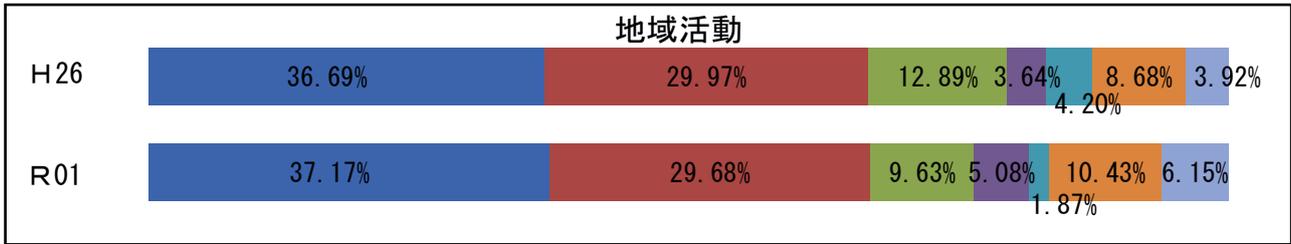


●「男らしく」、「女らしく」といった性別によるしつけや教育についてどのようにお考えですか？

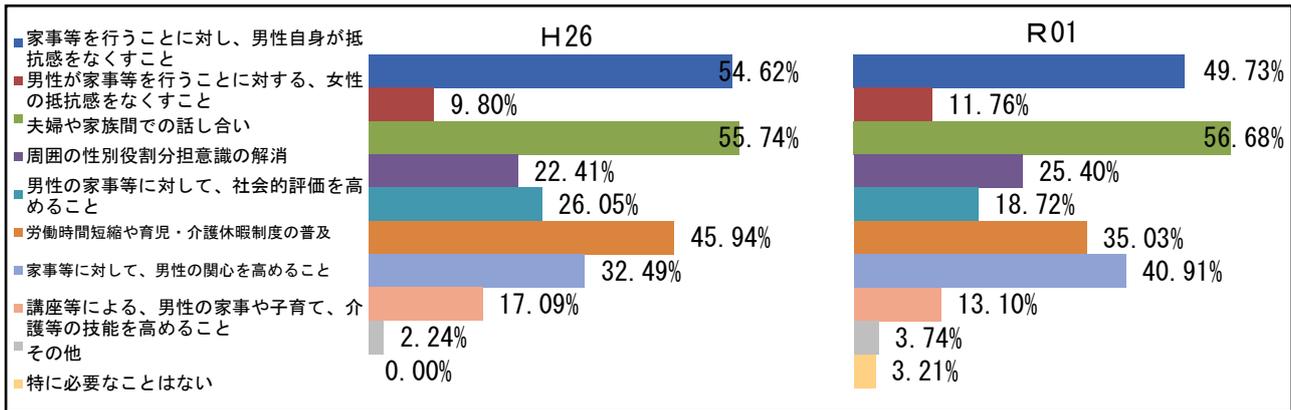


●あなたのご家庭では家事等の分担をどのようにされていますか？

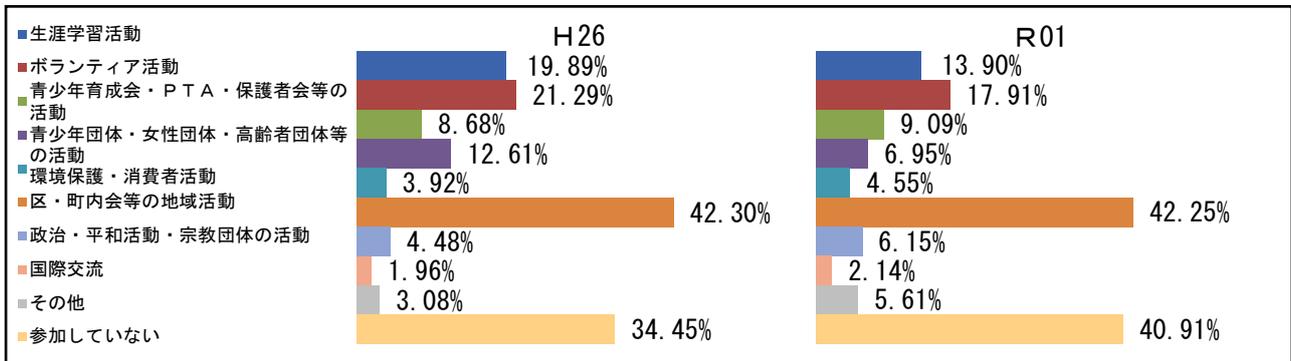




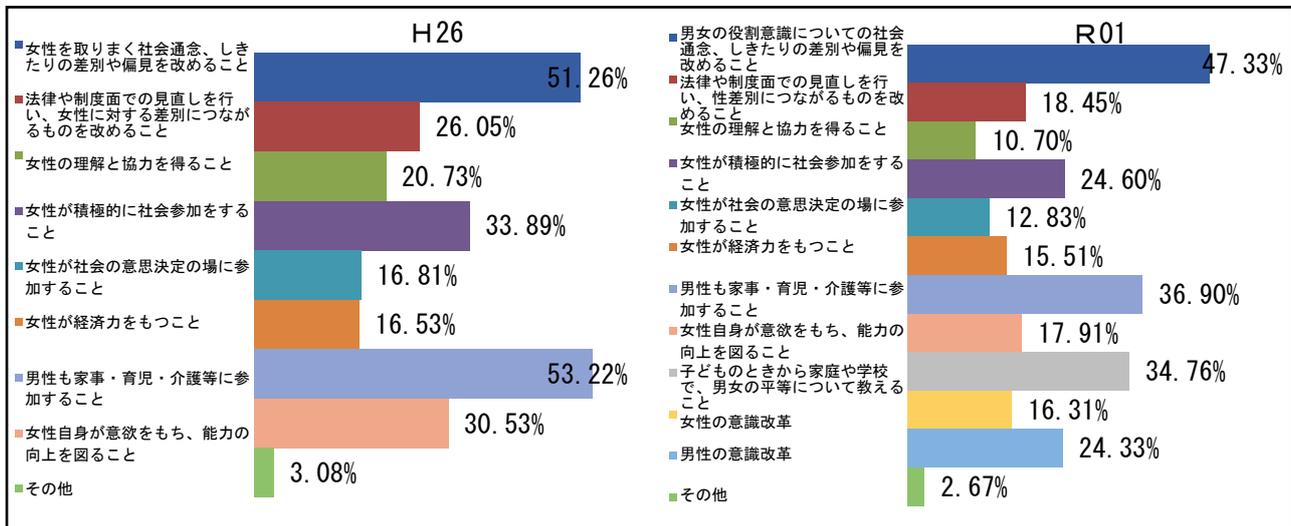
●男性が女性とともに家事、子育て、介護等に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか？（複数選択）



●あなたはどのような社会活動をしていますか？（3つ選択）

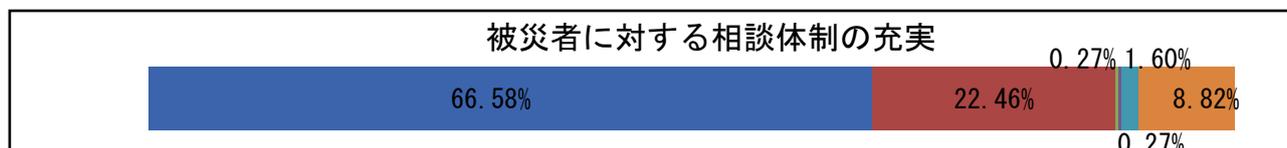
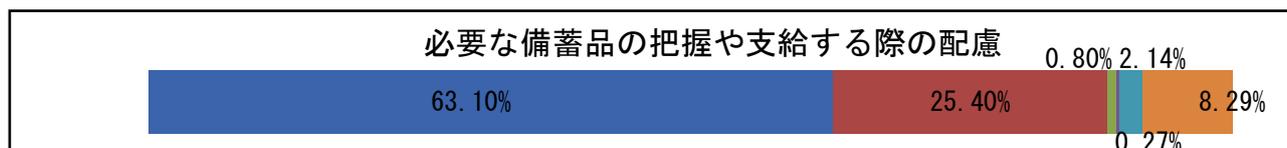
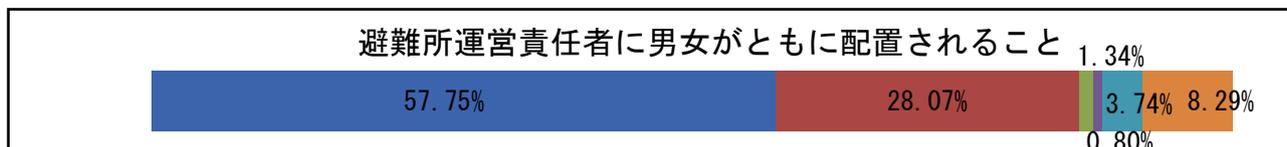
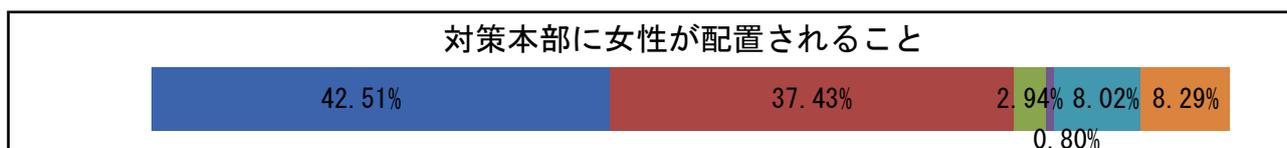


●男女共同参画社会づくりのためには、どんなことが大切だと思いますか？（3つ選択）

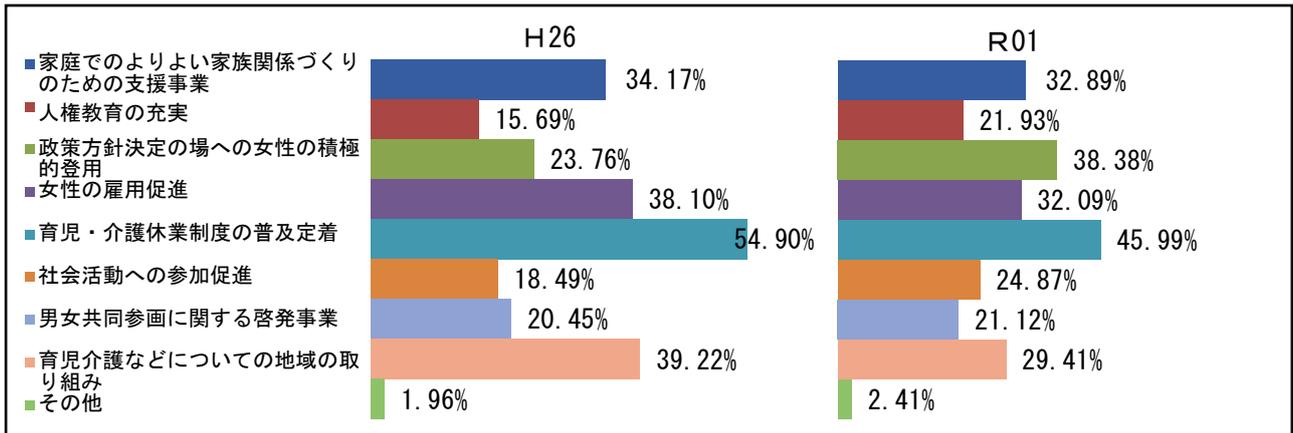


●防災・災害復興対策において、男女共同参画の視点からどのような取り組みが必要であると思
いますか？

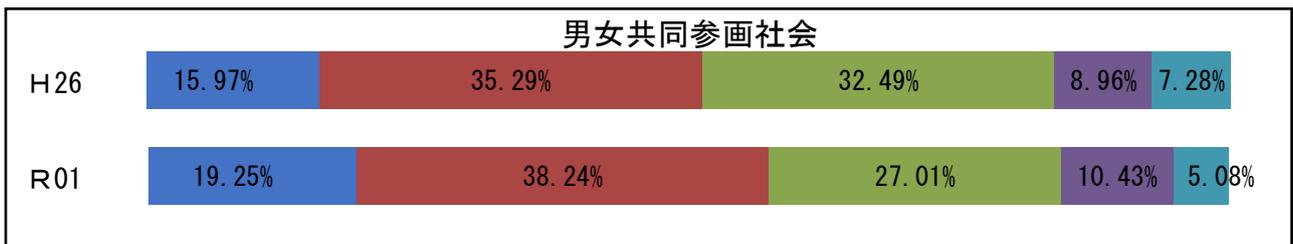
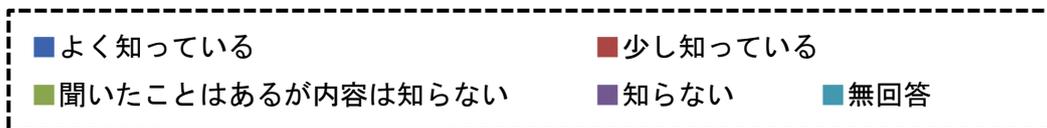
※R1 新規設問



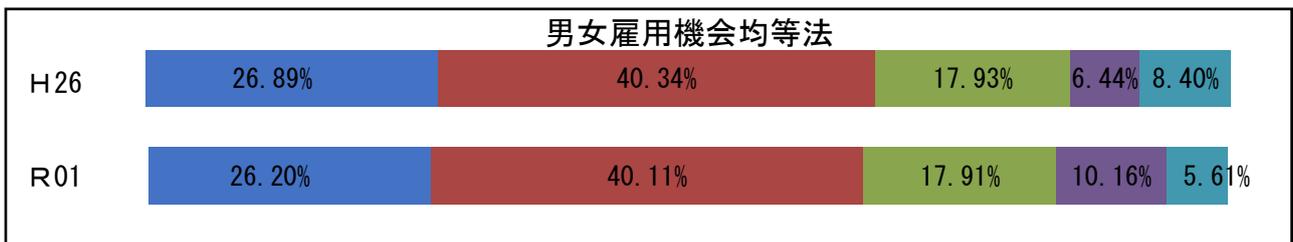
●男女共同参画社会推進のためにどんなことを施策として取り入れたらよいと思いますか？
(3つ選択)



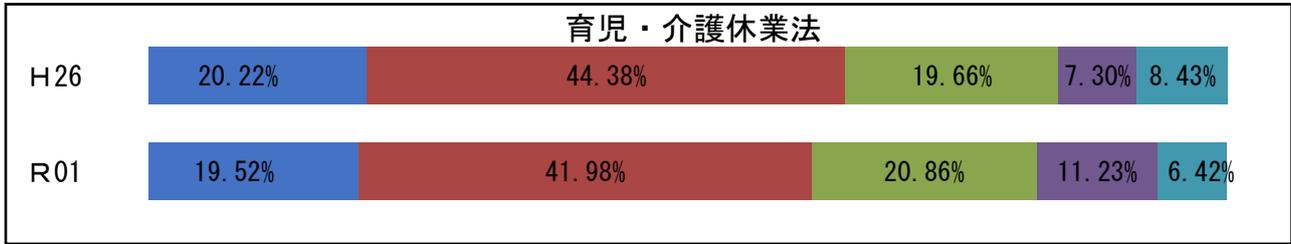
●次の言葉についてご存知ですか？



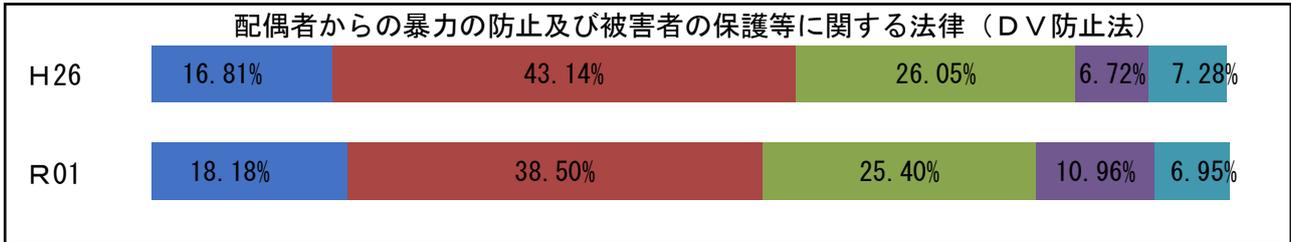
→男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を負うべき社会。(男女共同参画社会基本法第2条)



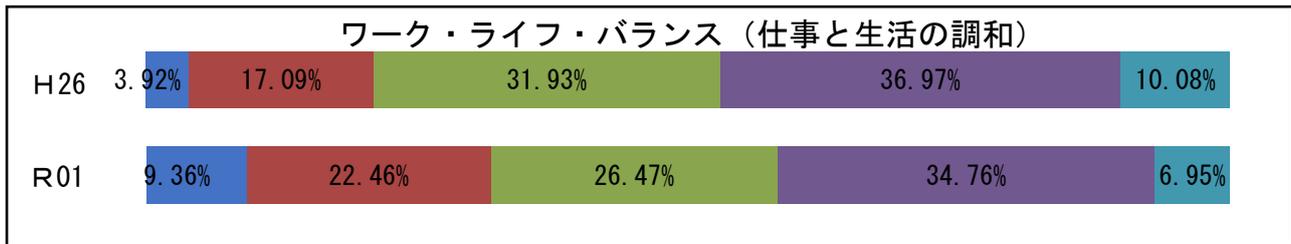
→正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。
職場における男女差別を禁止するとともに、男女の均等な機会と待遇を確保することを定めた法律。



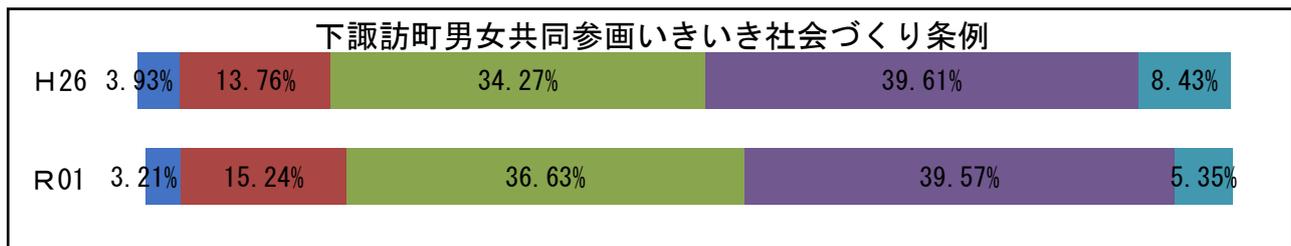
→正式名称は「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。
労働者が仕事と育児、あるいは仕事と介護を両立できるように支援するための法律。



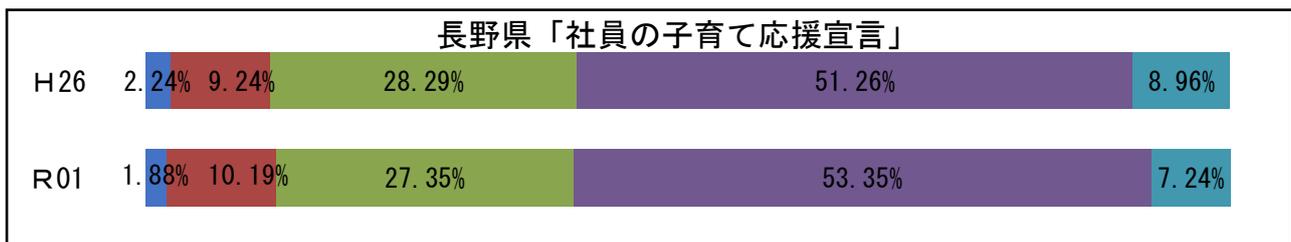
→配偶者からの暴力に対する通報・相談・保護・自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための法律。



→一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会。



→男女を問わず子どもからお年寄りまで全員参加型による地域社会づくりを目指して、平成16（2004）年に制定された条例。



→P16参照。

※R1 新規設問

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）



→自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であり、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るため、国、地方公共団体、101人以上の企業に数値目標と取組みを盛り込んだ行動計画の策定、届出、女性の活躍に関する情報の公表等を義務付けた法律。

※R1 新規設問

イクボス・温かボス宣言



→企業、団体、教育機関、NPO、行政等の事業者、管理職等が従業員や部下の仕事と子育て・介護の両立を応援し、職場におけるワーク・ライフ・バランスや多様な働き方の推進等に取り組むための宣言。

※R1 新規設問

ジェンダー（社会的性別）



→生物学的な性別に対して、社会的・文化的につくられる性別、固定的な役割分担意識。「男は仕事、女は家庭」などの考え。

※R1 新規設問

デートDV

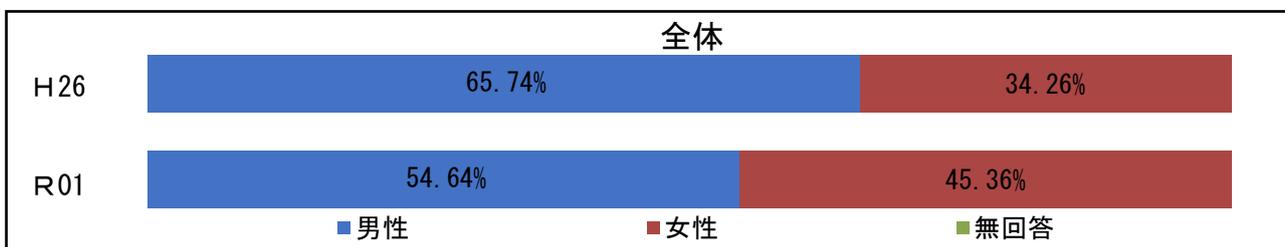
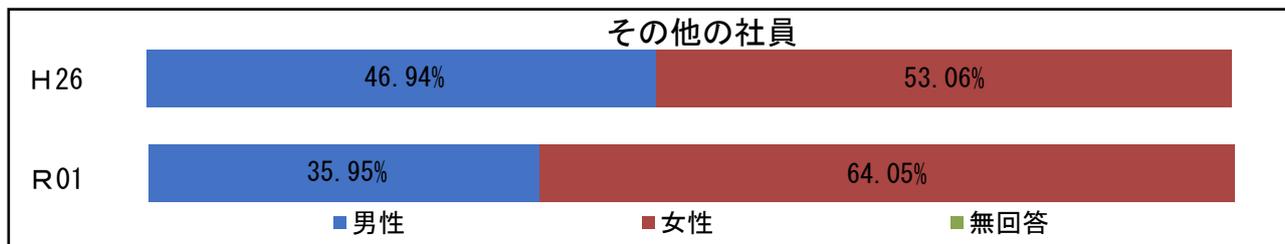
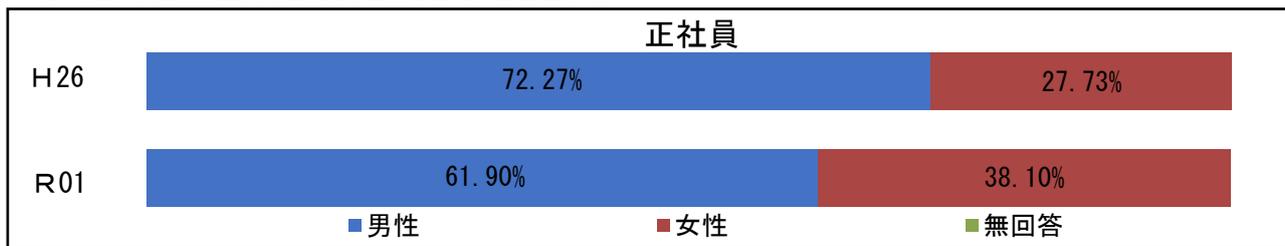


→恋人同士の間で起こる暴力。

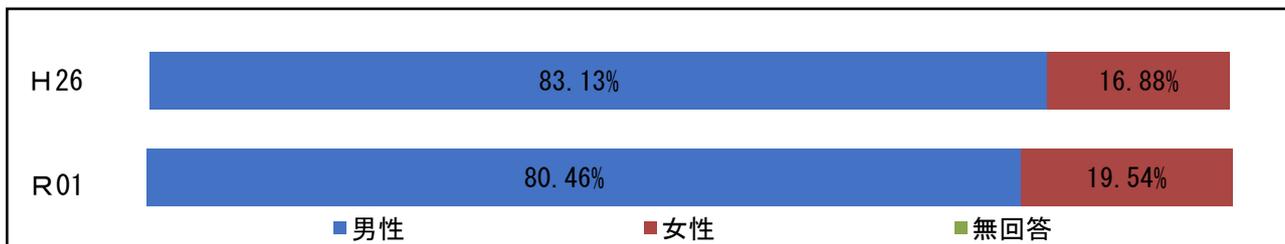


②事業所

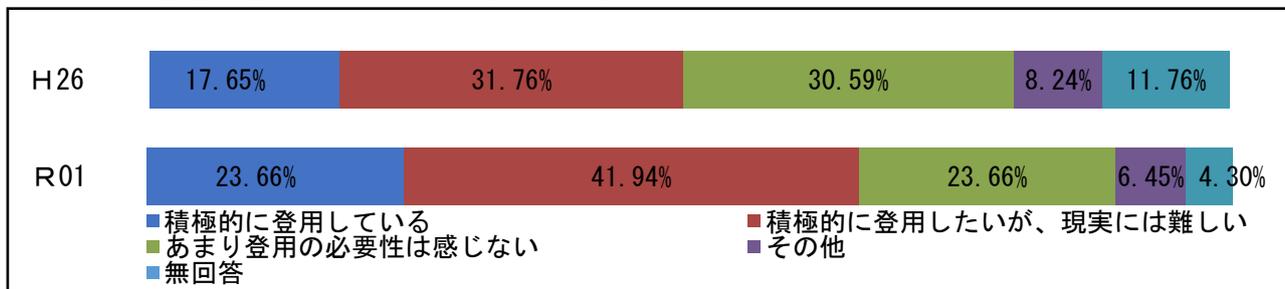
●4月1日現在の従業員を教えてください。



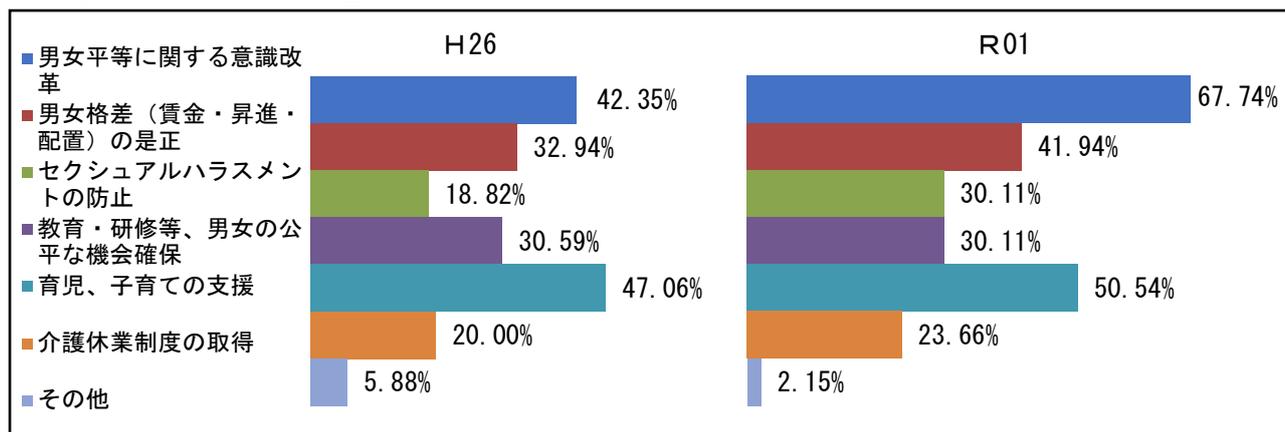
●管理職の社員数を教えてください。



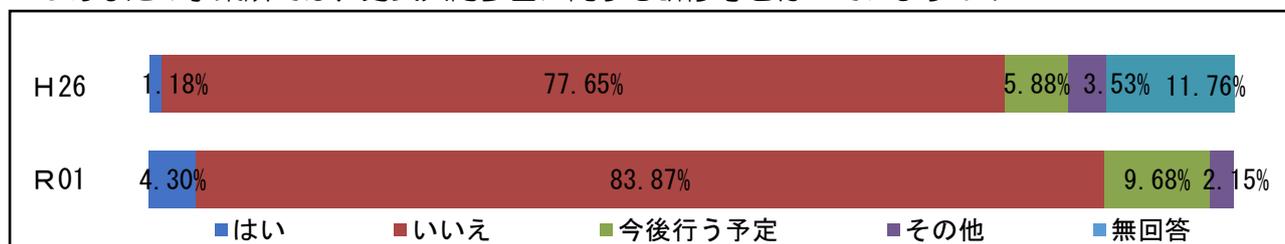
●女性の管理職登用についてどう思われますか？



●男性も女性も共に働きやすい職場をつくるために特に必要と思われることはどんなことだと思いますか？（3つ選択）

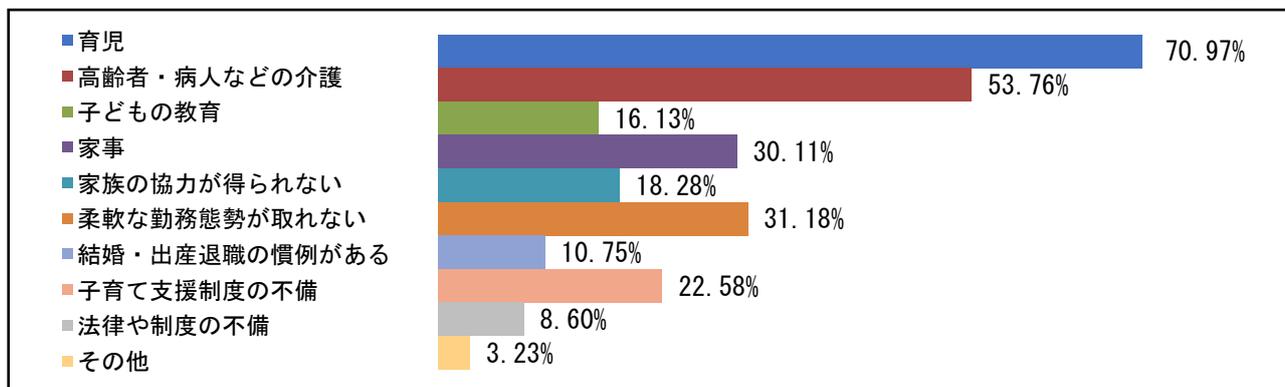


●あなたの事業所では、男女共同参画に関する研修等を行っていますか？

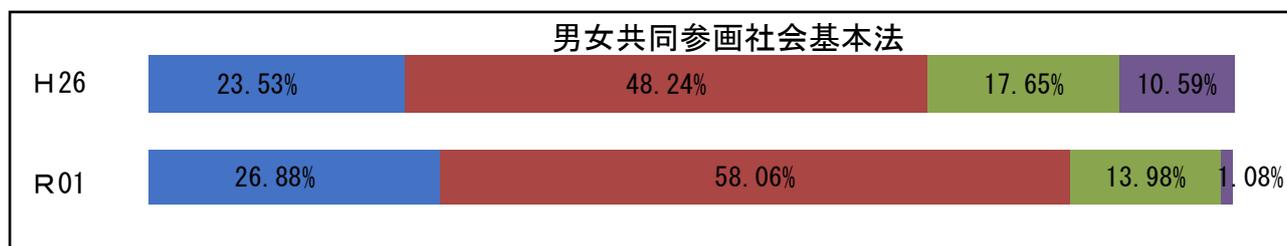


●女性が働き続けるのに妨げとなっていることはどんなことだと思いますか？（3つ選択）

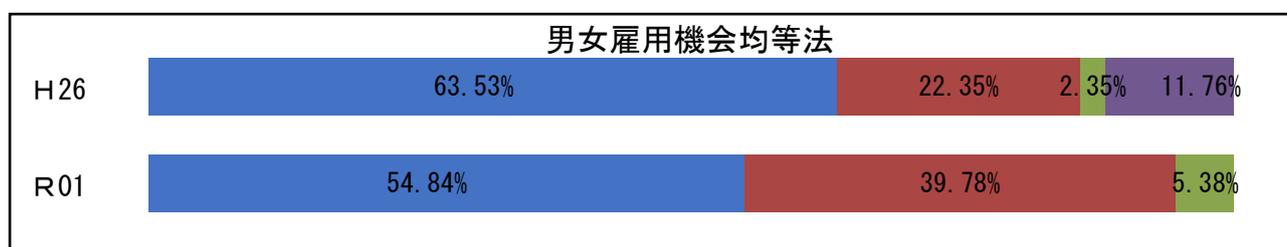
※R1 新規設問



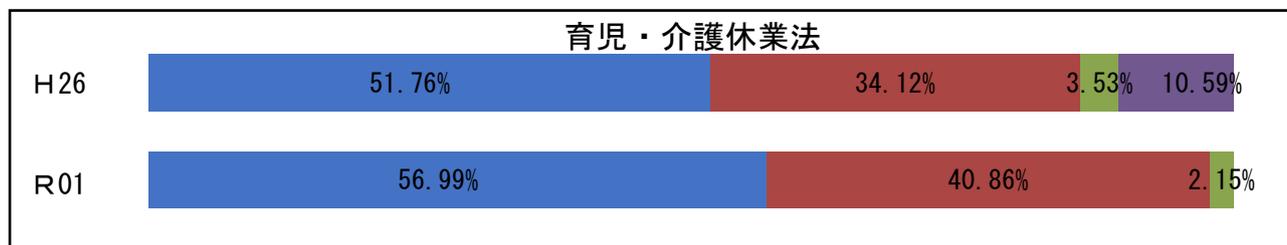
●次の法律・言葉についてご存知ですか？



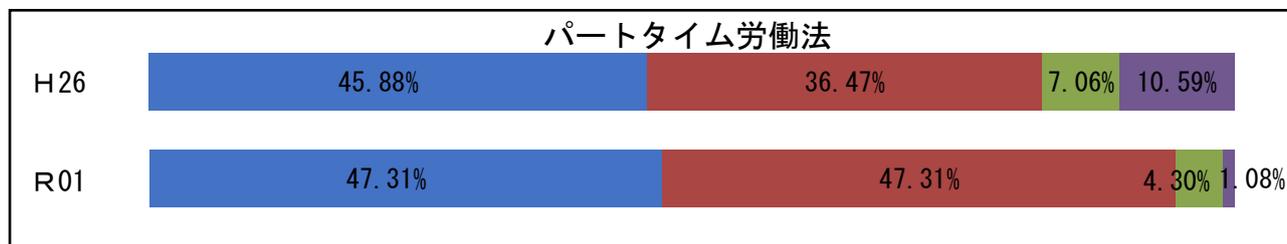
→男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組みを総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律。



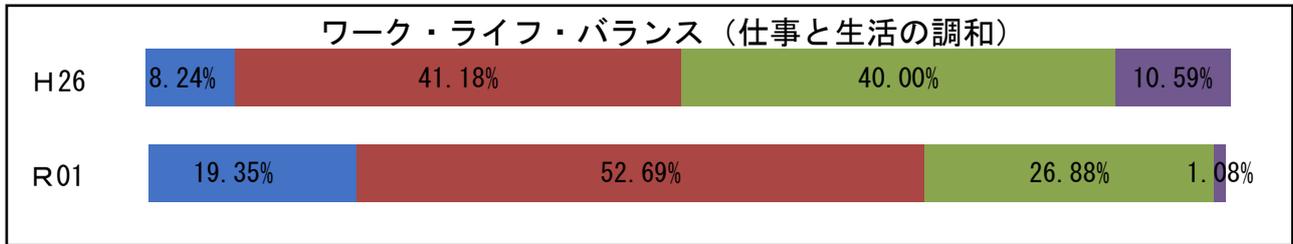
→P35参照。



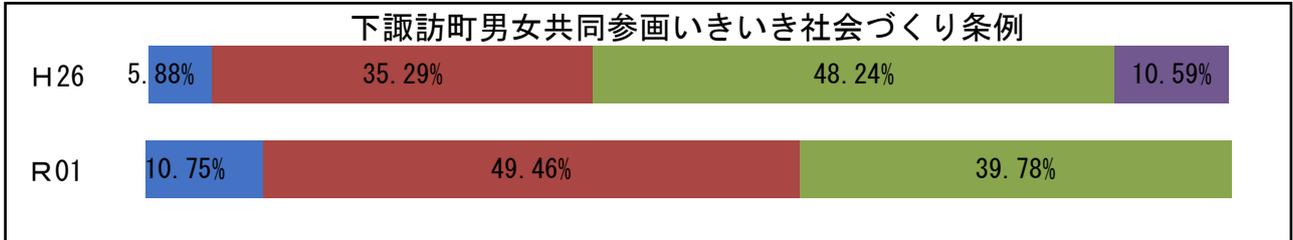
→P36参照。



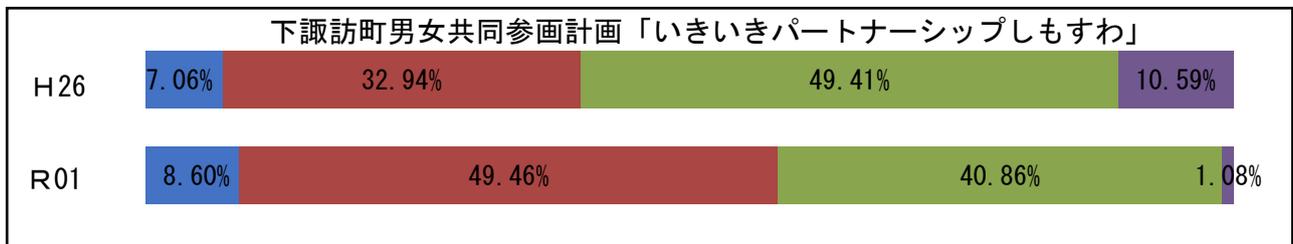
→正式名称は「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」。
パートタイム労働者の就業の実態を考慮し、雇用管理の改善に関する措置を講じることにより、公正な待遇の実現を目指す法律。



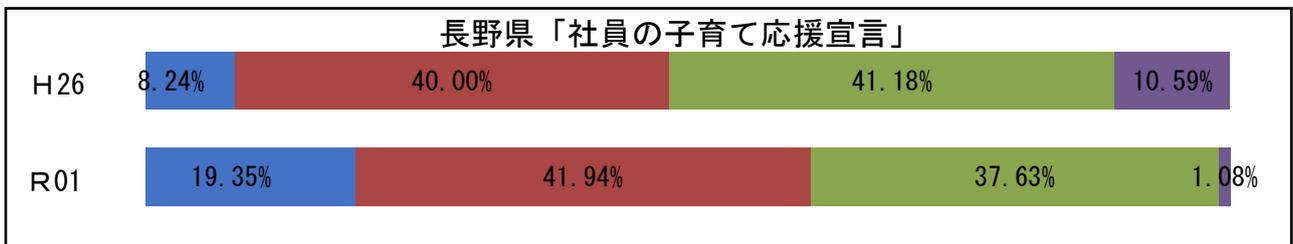
→P 36 参照。



→P 36 参照。



→男女が性別による差別をされず、共に活躍することができる社会を実現するために策定された計画。



→P 16 参照。

※R 1 新規設問



→P 37 参照。

※R 1 新規設問



→P 37 参照。

◆◆◆計画づくりに携わっていただいた皆様◆◆◆

●下諏訪町男女共同参画審議会

役 職	氏 名
会 長	高 橋 敦 子
副 会 長	清 水 義 樹
委 員	青 木 信 一
委 員	小 口 雅 史
委 員	大 和 久 子
委 員	木 下 真 貴 子
委 員	今 野 由 香 里
委 員	長 崎 万 史
委 員	中 村 元 宣
委 員	船 坂 俊 彦

●しもすわ男女共同参画推進委員会

役 職	氏 名	所 属 等	役 職	氏 名	所 属 等
委 員 長	小 口 直 次	第3区	委 員	長 谷 川 信 康	第4区
副 委 員 長	上 野 和 歌 子	第6区	委 員	菊 池 ゆ う 子	
委 員	松 澤 隆	下諏訪町民生児童福祉委員協議会	委 員	長 崎 英 利	第5区
委 員	平 林 知 子	下諏訪町PTA連合会	委 員	久 保 田 敏 子	
委 員	小 口 進 也	下諏訪町保育園保護者会連合会	委 員	篠 遠 富 恵	第6区
委 員	中 村 喜 美 子	下諏訪地区更生保護女性会	委 員	林 芳 男	第7区
委 員	大 橋 和 子	下諏訪商工会議所女性会	委 員	高 橋 恵 子	
委 員	高 木 萬 知 江	下諏訪町連合婦人会	委 員	齋 藤 玲	第8区
委 員	津 村 朋 信	下諏訪商工会議所	委 員	新 井 雅 子	
委 員	依 田 秀 人	第1区	委 員	岡 本 保	第9区
委 員	笠 原 京 子		委 員	横 内 玲 子	
委 員	藤 森 明	第2区	委 員	赤 羽 茂 幸	第10区
委 員	武 居 千 代 子		委 員	小 田 切 み さ 子	
委 員	遠 藤 敏 恵	第3区			

令和3年4月発行

編集発行：長野県下諏訪町総務課

〒393-8501

長野県諏訪郡下諏訪町4613番地8

TEL 0266-27-1111

FAX 0266-28-1070

H P <http://www.town.shimosuwa.lg.jp>